

平成27年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成27年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年9月9日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年9月9日	16時50分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	5番	久保山義明		6番	牧菌綾子	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一		こども課長	鶴田しのぶ	
	副町長	松田一也		産業振興課長	土田竜一	
	教育長	大串和人		まちづくり課長	熊本弘樹	
	総務企画課長	酒井英良		建設課長	古賀浩	
	財政課長	城本好昭		会計管理者	木村司	
	税務課長	平野裕志		教育学習課長	内山十郎	
	住民生活課長	安永宏之		こども課保育園長	渡邊稔	
	健康福祉課長	天本正弘		まちづくり課参事	阿部一博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 牧 菌 綾 子

一般質問

- (1) 地域における子育ての支援について
- (2) 基山町障害者基本計画について

2. 重 松 一 徳

- (1) 放課後児童クラブについて
- (2) マイナンバー制度について
- (3) 長野地区土地開発について

3. 河 野 保 久

- (1) 認知症対策はどうなっているか
- (2) 公共施設等総合管理計画について
- (3) 小学校施設の町民の使用について

4. 松 石 信 男

- (1) 非婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除の適用について
- (2) 障害者支援の現状と課題について
- (3) 安全保障関連法案（戦争法案）について

5. 松 石 健 児

- (1) 教育行政について
- (2) 防犯・防災について
- (3) 都市公園設備について
- (4) 基山パーキングの活用の利便性について

～午前 9 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○ 6 番（牧菌綾子君）（登壇）

本日、朝早くからの傍聴ありがとうございます。6 番議員の牧菌綾子です。

全国的にニュースや新聞等でほかの市町と違った子育て支援をしているところを取り上げたものを見る機会がふえてきたように感じます。石川県川北町では、1990年からの子育て支援で現在高校生まで医療費無料、保育料一人最高で 2 万円、第 3 子以降は無料などの施策で若年層の助成が 15.8% ふえたという結果が出ています。また、島根県江津市では、なるべくお金をかけない支援として赤ちゃん登校日というもので、パパ、ママ、赤ちゃんのひと家族に小学 5 年生ひとりが一緒になって出産の話、おむつがえ、そして一緒に遊ぶなどのコミュニケーションの場がつくられています。参加した御夫婦からは、子育て中の孤立感を感じない、もう一人子供が欲しい気持ちになったなどの声が、児童からも自分が両親に見守られていると感じたという声が出ており、もう既に 7 年間続いているということです。子育て支援が定住化促進にも大きくかかわっていることは皆さん御存じですが、結果を出すにはぶれない方針のもと進めていくことが必要と思っております。

6 月議会で子ども・子育て支援事業計画を通して、この点どう進めていくのかお尋ねをしましたが、私の一般質問が時間切れの形になってしまい、もう少し聞くつもりであった質問内容を今回質問いたします。

1、地域における子育ての支援

（1）延長保育事業において、延長保育の時間帯の保育士のスケジュール管理はどうしているのか。

（2）現在取り組んでいる障害児保育について、提供する保育サービスで担当する保育士

の数も含めどういう状況か示してほしい。

(3) 放課後児童健全育成事業で、放課後児童クラブの2学級（ひまわり教室、コスモス教室）で示された定員数に対し、利用児童数はどういう状況か。また、夏休み期間での利用者の変化にどう対応したのか。

次に、現在の障害年金の制度ですが、マスコミでも取り上げられていることの多い内容で、障害年金の申請時に必要な提出書類であったり、障害認定の際の判定指標の地域格差が大きいことであったり、制度の公平性を高めなくてはいけない問題点があることは認識しております。その是正に向け国が動き出し年内に導入されるものもあるようです。今回は、概要版の基山町障害者基本計画、基山町障害福祉計画について、町民の方への配付はされていますが町が進めていこうと示された理念、目標は読まれて御存じだと思います。その中で、この点はどう思うところを今回中心に質問をいたします。

基山町障害者基本計画について。

(1) ライフサイクルを見通した個別支援システムの強化として関係機関への仕組みをつくるとあるが、その仕組みを具体的に示してほしい。

(2) 障害者の高齢化への対応としてどんな施策を考えているのか。

(3) 障害の多様化に対応する体制の整備は、今後どう進めていくのか。

(4) 社会参加へのツールとしてインターネットの活用は大きな力となるが、就業等社会参加の機会拡大へのサポートはどう取り組んでいるのか。

これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、牧菌綾子議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めの地域における子育ての支援についてということで、(1) 延長保育の時間帯の保育士のスケジュール管理はどうしているのかということでございます。

基山保育園では、開園時間の7時15分より閉園時間の19時まで複数の保育士が対応できるようシフト勤務を行っております。延長保育の時間帯もシフト勤務の中で管理しております。

(2) の障害児保育について、提供する保育サービスで担当する保育士の人数を含めどう

いう状況か示せということです。

基山保育園に療育手帳、障害者手帳を持っているお子さんが入園された場合は、それぞれに保育士を加配し、保育を行っております。障害を持つ園児にとってよりよい友達ができるよう関係施設とも連携をとり、相互に訪問などを行っております。

(3) 放課後児童健全育成事業で、放課後児童クラブの2教室（ひまわり教室、コスモス教室）で示された定員数に対し、利用児童数はどういう状況かということです。また、夏休み期間での利用者数の変化にどう対応したのかというお尋ねです。

ひまわり教室は定員140人に対し4月から7月まで120人弱の利用、コスモス教室は定員80人に対して4月から7月まで50人弱の利用という状況でした。夏休み期間の利用者は、ひまわり教室164人、コスモス教室68人でした。入所申し込みが夏休みはふえ、できるだけ全員を受け入れるため支援員を広報等で募集して確保をいたしました。ひまわり教室は、基山小ランチルームを借用しCクラスを設けて運営を行ったところでございます。

2項目め、基山町障害者基本計画についてのお尋ねです。

(1) ライフサイクルを見通した個別支援システムの強化として関係機関への仕組みをつくるとあるが、その仕組みを具体的に示せということです。

障害者一人一人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉、保健、医療、教育、就労が一体となった生活支援ができるような障害者のライフサイクルを見据えた相談支援体制の拡充を実施することとなっております。

(2) の障害者の高齢化への対応としてどんな施策を考えているのかということです。

障害者の高齢化と同じく障害者を介護する家族の高齢化が問題となっております。援助の施策としましては、家族の負担を軽減するために福祉サービスの充実と、成年後見制度や社会福祉協議会が事業主体となって福祉サービスの利用手続の代行及び福祉サービス利用料の支払いなどを行う日常生活自立支援事業の周知を行ってまいります。

(3) 障害の多様化に対応する体制の整備は、今後どう進めていくのかということです。

今後さらに多様化することが予想される障害者とその家族のニーズに応え適切なサービスと自立を支援していくために、障害者一人一人に合ったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障害者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があるため、鳥栖・三養基地区自立支援協議会をネットワークの核として中立公平性を確保する観点から相談支援事業の運営評価を実施するとともに、困難事例への対応のあり方に対する協議を通して地域の関係機

関によるネットワークの構築と連携の強化を図ってまいります。

(4) 社会参加へのツールとしてインターネットの活用は大きな力となるが、就業等社会参加の機会拡大へのサポートはどう取り組んでいくのかということです。

今後の社会参加や社会生活に役立てるようインターネットを活用し、情報を取得できるような研修等を検討していく必要があると考えております。また、ハローワークや雇用関係機関と協力し障害者雇用にかかわる各種助成、支援制度などの啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など障害者がみずからの状況に応じた多様な勤務ができるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、2回目以降の質問をさせていただきます。

今回は時間が足らなくなったと言いわけはできないように少し早口になってまた質問するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

現在、2つの町内では認可保育所、基山保育園とたんぼぼ保育園がありますが、延長保育での終了時刻が19時、夜の7時となっております。認可外保育所がこの19時と20時になっております。まず、この時間です、終了時間、これは保育所側からこの時間までやりますということで届ければ問題がないということでしょうか。この点どうでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

お答えいたします。

基山保育園、たんぼぼ保育園は認可保育所で条例で定めているところがございます。基山保育園についてはです。認可保育所とたんぼぼ保育園については運営規則等がありますので、それに定めていただいて届け出をしていただいております。認可外保育所につきましては、県が指導いたしますけれども、基山町内ではこころ保育園になりますけれども、認可外保育所で決められた時間を設定してあります。届け出はこちらにはあっておりません。ただ、小規模保育を行っておりますので、その部分については届け出を行っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

預ける側からしたら1時間でも仕事の内容からしたら長く預けたいというふうに思ってい
らっしゃる方があって、この辺が保育所を選ぶ際の基準になる場合もあるんでちょっとお
聞きをいたしました。

認可保育所のこの開所時間終了時刻と延長保育終了時刻、これが同じ7時ですね、19時で
すけれども、延長保育を申し込む方というのは今も言いましたように仕事の定時があっても
守れないときもあるんですね、残業という形で。自分の経験からも思うのですが、この現状
ではこの終了時刻までにお迎えができなかったというようなとき、どういうふうに対応され
ているのか。認可外保育所はその辺を考慮してということかどうかわかりませんが、
開所時間終了時刻より延長終了時刻のほうが1時間遅くなっています。この点その基山保育
園、たんぽぽ保育園ではどんなふうに行われているのでしょうか。また、この開所時間の終了
時刻と延長保育の終了時間が同じということについて、何か問題点というのは挙がっていま
すでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、先ほど申しわけありません。認可外保育所をころころ保育園と言いましたが、ちび
はる保育園もございました。申しわけありません。

今のところ、閉園時間の19時というところで問題は起こっておりません。今年度から新制
度になりまして、保育時間が標準時間の11時間と短時間保育の8時間というふうになってお
ります。延長保育が発生するのがほぼ短時間保育の方たちになります。基山保育園、たんぽ
ぽ保育園につきましては7時15分から開けておりますので、たんぽぽが7時からになってお
りますので、そこに短時間保育の方が預けられる場合は延長保育が発生しますけれども、標
準時間保育の方についてはそこから11時間足しますと延長保育は発生いたしません。そう
いうところで問題は今のところはあっておりませんが、その認可外保育園が20時までという
ことで開園してあるのは、その部分の差を埋めるためのサービスだと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

その辺が認可外保育園と認可保育園の難しいところですよ。線引きが簡単にできる、簡単にできるというか、その辺はわかっているんですけども。例えばその、私もそういう経験があったんですが、急な残業でお迎え時間がおくれて園児は息子一人というので先生が対応していただいたということも経験があるのですが、そのころはこの延長分の保育料というのは払ったという記憶がないのですけれども、どんなふうにその延長保育の利用料というのは決められているのか。いただいた資料等でちょっとわからなかったもので、その辺をもう1回教えていただけますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

渡邊保育園長。

○こども課保育園長（渡邊 稔君）

延長保育につきましては、基山保育園、たんぽぽ保育園とも共通しておりますけれども、夕方の6時15分からいただいておまして200円です。朝のほうが短時間の方だけ該当するんですけども、短時間保育の方が朝7時15分とか7時から来られた場合は、朝が200円、それから昼が短時間の場合は8時間ですので4時を過ぎられた場合は100円と、それからまた同じように6時15分過ぎたら200円と、一日500円になります。これは2園とも先ほど申し上げましたように共通とさせていただいているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

どこかでやっぱりサービスというわけにはいきませんから、お迎えに行ったときに先生ごめんなさい、ありがとうで済まない部分が今は当然、少しであっても金銭的にそういうふうにはじかれて保育料として払っていくのは当然かと思うんですけども、そんなふうで保育士の先生には預ける側のお母さん、お父さん、その立場からすごく御迷惑じゃないけれどもいろいろしていただいているという思いはあるんですけども、子育てしながら働くというのはそういう意味で誰かの手を借りているということで預けるほうも大変なんですけれども、

この一番身近で子供の保育の当たってくださっている保育士さんに開所時間が7時半ですので、園に来る子供を迎えるのに最低、最低ですよ、10分前に来るとして終了時刻が19時ということで、どういうローテーションを組んでこの仕事をされているのかということで、この1番の質問をしたわけです。

その中で、年齢別にクラスがえの先生の担当は決めてあるんですけども、そのクラス分けの基準というか、1歳児、ゼロ歳児、2歳児、3歳児ってあるんですけども、園の方針があるでしょうから口を挟むことではないんですが、やっぱり経験年数の多い方、またはその御自身もお母さんである方っていうのが乳児のクラスを担当するとか、そういうような配慮というルールはないでしょうけれども、その辺はどうなんでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

渡邊保育園長。

○こども課保育園長（渡邊 稔君）

基山保育園が12クラスあります。保育士の中にはお母さんの保育士もいらっしゃれば、まだ若い保育士もおります。幸いなことに、うちはゼロ歳から5歳まで一学年に二クラスずつありますので、うまいようにその二人をできるだけ組み合わせを、年配の方ばかり、若い方ばかりにならないように配慮をさせていただいているところです。

それから、働く時間の勤務時間なんですけれども、細かく刻めておまして一日を6パターンあります。朝7時15分に間に合うように来ていただく方、最後に19時までにはきちんと残れるように組むパターンと合わせて6通りで今組んでやっております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはりそういうふうにしないと、通常で考えてもどういうシフトを組んであるんだろうって、その辺がわかりませんでしたけれども働く保育士さんの健康もありますから、それだけいろんなパターンで休養もとっていただけるようにしていただきたいと思います。

先ほどのそのクラスにそういうお母さんですとか経験者をということをちょっと聞いた理由は、6月議会で質問がちょっと途中で終わって積み残しになっていた病後児保育のことで、これは一緒に課長と行きましたので、もし私が聞いている内容がちょっとそこ聞き違い

でしたよと言われれば指摘していただいているんですけども、鳥栖市のレインボー保育園、ここで園長先生から伺ったお話からでした。よちよちと歩き始めるこの1歳ごろから加速度的に動きが2歳ぐらいに早くなるというか、立って動き出すんですけども、そのころに何かほかの子とちょっと体の動きが違うなと気づくという園児がいらっしゃるそうです。このレインボー保育園には病後児保育ということで部屋がありまして、看護師さんもいらっしゃるんでそういう目から気づくのかなと思いましたけれども、やはり後でちょっと病院へ行って検査してみてくださいということで行かれて障害がやっぱりあったからだとわかることもあるというお話でした。保育の知識はしっかりと皆さん持っていらっしゃるんですけども、やはりそういう自分の子供を育てたとか、よその子供さんも多く見てきたというその経験によるこの気づき。通常であれば見逃してしまうかもしれないけれども、この気づきの部分も大きいなと思ってクラスの担任はどんなふうにということを、ちょっとお尋ねをしました。それで、この病後児保育については、基山町からはこのレインボー保育園の利用に関してお願いをしているという形で、人数的には1年に1人というようなことでした。それで基山町の現状から、今までと同じ形でこれについては継続していくというふうに計画の中ではありませんけれども、この点少しその現状も含めて説明を、この病後児保育の子供たちに対してどういうふうな対応を基山町としてしているかというその若干の説明をしていただけますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

誰が答弁ですか。鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

まず、保育園に園児が病気をして出席停止になることもあります。その方たちは法定伝染病とかがありますけれども、決まった日数、例えば熱が下がって何日をしたら登園していいですよというのがありますけれども、それ以降にまだ不安を持たれたりして、ある方は病後児保育の申し込みとかお尋ね等があります。保育園のほうもその期間を過ぎてからしか一応預かることしかしておりません。今のところは基山町こども課のほうに問い合わせ等はあるとは思いますが、そのときはレインボー保育園ということでお願いしておりますけれども、6月議会ぐらいだったかと思えますけれども基山町からの利用もありますよということで筑紫野市のほうからチランが参っております。これは筑紫野市のほうに病児・病後児保育を行いますという医院ができましたので、その案内を基山町でもしてくださいということ

で筑紫野市からチラシをいただいておりますので、保育園等に配付をし病児で預けるところがなく困っていらっしゃる場所に案内してくださいということでお願いをしております。ただ、具体的にその病児・病後児ということで筑紫野市のほうの案内について問い合わせ等は今のところあっておりません。基山町としては今までどおりレインボー保育園につきましても、年間1人から2人の利用ですので今後ともレインボー保育園のほうにお願いしていきたいとは思っております。またこれがふえるようであれば、また違う方法等も考えなくてはいけないのかなということで支援計画にも病児・病後児保育の充実ということで挙げておりますので、検討していかなくてはいけないかなとは考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

病後児保育についていろいろお尋ねするのは、内容が難しくてまだそこまで読み切っていないし、この計画に沿って聞きますのでこれについてはもうそこまでの質問とさせていただきます。そしてこのレインボー保育園の園長先生から伺った話を先ほどしましたけれども、どんなふうにじゃあ少し様子が違うのか、どういう感じで気づいたのかというような具体的なそのときの症状であったり、状況の話までは伺っていないので、検査でちょっと症状が出て障害があるんじゃないですかということがわかった後、保育体制がどう変わるんだろうかというふうに、ちょっとその点を疑問というかわからなかったのでお尋ねをしたかったんで、基山町ではこのどういう保育サービスを、障害児保育というかそれについてなっているのかお聞きをしたくてこの2番の質問をしました。

それで私もその知り合いとか一緒に役員をしたお母さんの子供さんとかそれがダウン症の症状を持っていらっしゃるだったので、どれぐらいの症状であれば通園には支障がないというのはわかっているんですけども、保育時のカリキュラムですね、その辺は基準となるものがこれぐらいでこういうものを日々するんだというものが、どんなふうに作成されているのか、その辺がちょっとケース・バイ・ケースもあるでしょうけれども、全体としてこの流れでこういう形でってわかったものがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

渡邊保育園長。

○こども課保育園長（渡邊 稔君）

基山保育園では現在療育手帳、障害者手帳を持ったお子さんが4名いらっしゃいます。年長さん、年中さんのクラスに一人ずつ入っております、基山保育園ではできるだけ同じようにクラスの子と、できる範囲がどうしてもありますけれども、でき得る限りは一緒にやらせていただいております。一緒にやることによって、共同生活することによって、その子の社会性とか情緒面が発達していくだろうというふうに考えております。それからほかの子にとって自分とは違ったお友達を知るといふ、それからお友達の世話をすることによって親切心とか思いやりとかいう心が育ってくると思っております。ちょっと私の知る範囲では特別なカリキュラムをとるわけではないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

済みません、先ほどの答弁の中で漏らしていた部分もあったので、あわせてお答えいたします。乳児健診等が基山町ありますので、そこから保健師がかかわっております。それで保育園に上がった時点で、気になる2歳児健診と3歳児健診とありますけれども、その中で保育園に訪問して、また保育園の中での発育とか様子等を見て、また個別に相談等を行っております。それで今園長が答えた中で、その子供がみんなの中で入って発育していくということがあるということをしてしておりますけれども、就学児前になりますとやっぱり学校に上がる前にどういうふうに対応していったらいいか、この子が伸びるためにはかかわっていったらいいかということで保育士、そのほかの関連関係施設基山町内にはありませんので、それに保健師、例えば鳥栖市の若楠療育園であったり、小郡市の施設であったりそういうところとの、手帳を持ってある方はそういう施設とか早くからかかわりがありますので、その中でどういうふうにしていったらいいかというのはそのケース・バイ・ケースですけれども、主任保育士が中心になって行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはり自分の子供がそういう立場であるといろんなところに相談に行ったり、お世話になるといふことで流れもよくわかるんですけれども、結果元気が悪いというわけじゃないけれ

どもそうなってくると、もうそういうことというのは意識も余りしませんし、よくわかっていないというのが今回この質問するときにはいろいろ読んでみて思って、親としてはありがたいことなんですけれども、食物アレルギーの質問をしたことがございました。そのときに、何か起こったときの医療施設への搬送であるとかそういうのをお尋ねをしたんですが、乳幼児の年齢では、その障害があるなしにかかわらず病院とは常に連絡がとれるのがベターであると思いますけれども、突発的なことが起こるといふ点では障害を持っているということでも急な発熱とか、いろいろその確率は若干やっぱり高くなるだろうと思うんですけれども、そういう意味の連携で保護者を含めて、今常々こういうことで気をつけてやっていますというふうな取り組みというか、何かやっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

渡邊保育園長。

○こども課保育園長（渡邊 稔君）

小さいお子さんですので、どなたにも突発的な事故はあるとは思いますが、確率としてやはり高いことが想定されますので、入園していただく前にまず施設見学と、それからやはり病院はこういうふうにしてほしいというのは前もってお聞きしております。病院もどこの病院にかかっているかということと、何科ということを確認をさせていただいております。それから緊急の連絡先もほかの方よりかはちょっと余分に、もし連絡がつかない場合が困りますので、普通の方以上には緊急先を聞いております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

いろいろと細かな面も配慮されているんだなということで、ちょっと安心をいたしました。機会を見てそういう保育の様子を自分も見に行きたいとは思っております。

次に、この3番目の質問で夏休み期間2学級では対応できない人数の子供たちをどこで対応しているのかなということをお聞きをしたわけですが、通常使用している教室から離れた場所で、今までちょっと預かっていたケース、余りよい意見が耳に届いておりませんでした。ことしは基山小ランチルームを借用したということですが、この利用に関して4月の時点で親御さんは申し込むわけですが、ぎりぎりまではっきりとした数字というのはわからないだ

ろうとは思いますが、ある程度はつきりした児童数の利用がわかるのは大体どれぐらいですか。6月とか7月とかぎりぎりだろうと思うんですけども。またその際、これだけ利用数の申し込みがあるから、これだけの指導員さんの人数が確保しなきゃいけないなってわかったときにどんなふうスケジュール調整とかされているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

人数の確定は、本当に夏休み前でしかありません。夏休みは預かっていただきませんと言われた保護者さんの方でも、やっぱりお願いしますということで申し込みになりますので、結局前年度の12月、1月ぐらいに入所の案内をいたしますけれども、大体4月にはおおよその人数はわかっておりますので、もう具体的に今年度は6月の広報で募集をいたしましたけれども、支援員が足りないというのはわかっておりましたのでその時点で支援員については募集をかけ、その時期から教育学習課のほうにはまたランチルームの借用をお願いしたいということで申し入れのほうはして、具体的に6月議会が終わってから文書で教育学習課のほうにお願いをしました。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはり指導員さんもなれた方が多いんですけども、年数たつとやっぱり高齢になってきて足腰じゃないけれども、子供が走り回って、待ちなさいって一緒に走るのはきついなんていう声も聞かれているので、その辺急に人がふえた、人がいるって言っても集まらないだろうということでちょっとお尋ねをしたんですが、特に問題はなかったようですね。

そこで、読ませていただいたこの子ども・子育て支援事業計画の中で、平成19年に開設された子どもの居場所教室、この放課後児童クラブとともに取り組む事業としてスタートしておりますが、緻密な連絡がとれていないというような状況とありますとあります。どうしてそういう状況なのかわかっているのでしょうか、できたらこの2つ、どう違うのか。ちょっとその辺簡単に御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

放課後クラブのほうは、学校からの帰宅時に保護者がいないとか、仕事で保護者の方がいらっしゃらないとか、病気でいらっしゃらないという家庭で、通常的生活が安全にできないんじゃないかということでお預かりしておりますけれども、放課後教室のほうは居場所づくりという形でしております。この居場所づくりというのは、全児童を対象にしておりますのでその部分、保護者が放課後いらっしゃる方も対象にしております。今行っています居場所づくりにつきましては、学期ごとに計画を立てまして月に2回程度ですけれども土曜日に行っておりますので、そのあたりが若干違うと。それで居場所づくりにつきましては、コーディネーターさんとアドバイザーという形で安全管理人を置いて運営をしております。その部分で、例えばコーディネーターさんの資格等は問題にしておりませんので地域の方の御協力を得て行っている状況です。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

子供の成長を見守っていただくこの教育推進員、またサポーター、それからボランティアの方、そしてこの指導員の方、全体的にかなりの数いらっしゃれば事業としてすごくいい事業だなという印象もあるんですけれども、この辺も事業として関連があるところで一緒ということも考えていかなくちゃいけないのかなって私は個人的に思います。事業自体はすごくいいと思うんですけれども、その全体の数です。

それから、この支援事業計画の中で参照ページに書かれていた内容で、31年度に向け2つの小学校2学級で連携型もしくは一体型の教室でどこまでの内容でされているとか、ちょっとこの辺で目指すのか、わかりやすく説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携ということでよろしいでしょうか。2教室。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

今ページ数を書いていけばよかったですけれども、ちょっと。書いたページ数がちょっとわからなくなったんで。この計画書の中に、連携型というのを目指すということでちょっと載っていたものですから、その辺をどんなふうにするのかというのかわかるといって、その辺の具体的な内容とか、決まっていなくてもこういう方向でしたいんだというのがわかればという意味でちょっとお尋ねしました。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

済みません。この連携型というのは、国のほうも放課後教室と放課後児童クラブと一緒にして行っていただきたいということで進めております。というのが、同じような放課後に居場所づくりみたいなイベントといいますかそういう事業を行っておりますけれども、そういうところにも放課後児童クラブの子供たちが同じ場所でできるというふうなことが目標であると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ということは、やっぱりこれが目的は違っても一緒に何かしてほしいなってさっき思ったというのは、やはりこういうところで人数的にも一緒にできることをやろうというふうの流れとしてなっているんだなというふうな理解して、これに関しては計画ですし、具体的にじゃあどういうことというふうな施策として出ていませんので、これ以上は聞くつもりはないんですけれども。子供にとって、ですからどういう環境がいいのか、この中にもそのニーズ調査をされております。ちょっとその中で気になる点がありまして、平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいという施設の中での質問に、認可保育所が56%、幼稚園44.6%とあります。もう利用したいというのがイコール利用するということではないにしても、それだけ保育利用の保護者の方がいて、小学校に上がると放課後の過ごし方が一気に自宅というのが77%、放課後児童クラブということになるとその17%という数字になっております。これは保護者の方がその子供の帰ってくるまでの就業、お仕事でその家にいらっしゃるって

いのであればもう全然問題ないと思うのですけれども、子供だけで家で留守番という形があるんじゃないだろうかというふうに思っております。小学校全体では77.12%で、高学年になって79.3%という数字が出ていますから、これは放課後児童クラブの分が減っているということで大きな家庭の中での状況の変化はないというふうには思いますけれども、この点こういう数値に出てきた、こういう子供のこの状況を、その辺についてはどういう認識でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

認識といたしますか、個人的な感想になるかと思いますが、今基山小大体600人程度だと思うんですが、単純に今17%の方が放課後を利用すると言われたとして大体102人、そうなる若干それよりも利用は多いと。放課後の過ごし方をどう考えるかで利用の形が変わってくるかと思っておりますけれども、高学年になれば地域で友達と遊んだりとかお留守番の練習、そういうのもあるんじゃないかと。そういうことを考えれば、今現在も5、6年生はやっぱりほかの学年に比べまして利用は少ないと思っておりますし、1、2年生の間はやっぱり親からしてみたら誰もいない家に帰すのは不安だろうというところで利用はされているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

やはり不安であるからちょっと行かせようということで、放課後児童クラブのほうに行かせられる子供さんは、誰かの目があるから大丈夫かな、ある程度ですね、ただその居場所づくりが全学年を対象としているならそれだけ急に大きな数字、どうしているんだろうとちょっと単純に、一気にふえているかそうであれば近くでこういうところがあるから出てこないか、こういうところで一緒に遊ぼう、あるいは何かそういう畑をつくったりするのを手伝わないかというふうな声かけがあってもいいのかな、それは施策としてすべきことの内容ではないかもわからないけれども、その辺がちょっとどうなんだろうってそのギャップですね、それをちょっとお尋ねをしたかったんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

居場所づくりにしましては、学期の初めに募集をかけております。今回ちょっと2学期、大体本当は1学期の終わりに声をかける予定でしたがちょっと遅くなりまして、2学期が始まって案内の通知をしたんですけれども、毎回学期が始まる前ということで全学年に配付を、各小学校のほうにお願いしております。それで一応申し込み等を受けて、その子供たちにつきましては保険を掛けた形で各事業に参加をしていただいております。9月の5日には軽スポーツを行っておりますので、そこでは若干今回参加は少なかったと言っておりますが大体40、50人、多いときはそのくらい参加をされております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

当然認識はされていたということで、安心はいたしました。子育てというのは基本各家庭が、それぞれのお宅でしっかりされるというのが基本だろうと思うんですけれども、そこには別の面、そこに住む地域の子供は自分たちの地域の子供なんだというそういう思いも当然あるでしょうし、つくらないといけないと思うんですけれども、できることの協力も含めて実態のできるだけ細かい状況を知った上で必要な支援ができることが望ましいと思っております。子ども・子育て支援事業計画、しっかりと充実してつくられているというふうな印象を持ちました。本当に基山町ってこの子育て支援が充実していいねってそういう声が、今ある声をさらに大きくしていくためにも、昨日の久保山議員同様に私は施策の選択と集中、これがさらに必要ではないかと思えます。ここにアンケートもとられております。これを参考に求められている事業を、限られた予算でしょう、職員数も多いとは言えないでしょう、広く浅くいろんな施策をしたい、それも否定はいたしませんが一番最初に言いましたように定住化促進の面からも大きな影響を与える子ども・子育て支援事業です。ぜひその辺も意識して今後進めていただきたいと思えます。これについては、終わります。

次に、大変難しい問題というか幅広くてどう質問していいのかということで悩んだんですけれども、障害者計画、障害福祉計画についてお尋ねをいたします。

この計画策定は、国が障害者基本計画、第3次のです、これを策定したことを受けて本町

においてもこれまでの取り組みの成果を踏まえ、障害者施策全般の見直しを行う必要があり、基山町第3期障害福祉計画が平成26年度までの計画終了も迎えるという。こういうタイミングであったんだということを、この概要の中で記載をされております。この国の考え方を含んだ方針、方向性など、この計画を作成時にベースとなったようなそういうものがありましたら、このベースとなった部分でこの辺は大きく変わったんだ、またこれは今後も継続していくんだ、それで総合的にはこういう形で進めていくんだというイメージ、流れ、そういうものを簡単にとにかく説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

ここにも書いておりますけれども、障害者に対する理念ですね、それにつきましてはやはり国であろうと地方にいたしましても障害がある人も、ない人も同じ社会の中でともに共存して生きていこうという考え方は全く変わっていないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

それでこの計画書の中には、自立と社会参加を進めていく上でどういう整備が必要か、どう対応しているのか、また計画のその基本的視点の中でこういうふうにしていきたい、先ほど課長が言われたように理念は書かれております。では、例えば、もう少ししたら10月に町民体育大会がありますが、一緒に参加して盛り上げましょうということでその健常者とか障害者問わずにできる種目をふやして、もっと多くの人でつながっていきましょうって参加の呼びかけをしていくというような取り組みは、ここに挙げている社会参加の考えに入っていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

この計画の中には、基本的な視点ということで議員御存じのように8項目挙げております。その中で、やはり先ほど申し上げましたように障害者の方も社会参加、今まではある程度保護という考え方がありました。しかし今後は障害者の方の自立を求めていくということもご

ございますし、またその方の例えば、障害児の方がいらっしゃっても御父兄の方々はやはり社会の中でともに一緒に社会の中に参加をしたいというお考えはあると思いますので、ただその中で、全体はそういう考え方は網羅をしておるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、今も町民体育大会の競技種目見直しもされておりますので、ぜひこういうことで種目の検討に一つの声としてぜひ挙げてください。こういうふうに思っている者もいるということ種目を考えるときに、少しちょっとその辺を考慮していただきたいと思います。この障害者、障害をいらっしゃることがその参加をするということの行為に、当然人的支援とかお世話する方というのにも必要になる場合が多いとは思いますが、ボランティアですって自分で札をつけていなくても、あら大変ですねお手伝いしましょうかというふうに声をかけることというのは難しいことではないし、それから声をかけられたほうも必要ないと思えば、もう英語で言えばノーサンキューです。もうありがとう大丈夫ですと答えることも、相手のその行為に対して失礼になることもありません。大きなことじゃなくて、ぐっとハードルを下げてそういう普通の会話ができるその距離感、これがまずこれを読んでいて、こういう距離感がまず大事じゃないかなって個人的にすごく思って、それがバリアフリーなのかなっていうふうには思っています。

そこで、私もこうして元気に歩いておりますが、1年3カ月前に変形性股関節症ということで手術を受けました。その手術日が障害認定日ということで、現在障害等級は3級です。ですが障害年金受給の3つの条件、初診日、保険料納付、障害状態とこれはクリアしたんですが、2014年には障害者手帳の交付対象であったんですが、2015年6月申請の時点では交付は2級までの方と変わってきています。それだけ交付申請の人がふえてきているというのは推測できますが、それが県の方針だと示されているのに、こういうふうに国の方針を受けて、じゃあ県が単純に市町にこういう形で支出金としてふやすのかなってちょっと考えにくいんですが、そのあたりはどうなのでしょう。わかっているようなことがあれば、ちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

障害者の手帳、その認定というのは先ほど議員おっしゃいましたように県が判断をいたします。その中で申請は町に申請をしてもらいますので、その中で町といたしましてはそれを進達をするという中で、その中にはいろいろなドクターの診断書といったものも必要でございます。しかしそれが合致しないことには、やはり障害者手帳は受けられないというのが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

これに対しては、自分で経験をしたのでどういうふうな内容でだめだったかというのはわかっているんですが、27年度の基山町の予算書を見ますと障害者福祉費として国、県支出金が約2億6,000万円、一般財源が1億300万円、計の3億6,400万円というのが計上をされております。対象となる方の人数がこれだけではわかりませんので、この数字をどう見るかというのは別にして、この予算の中で、この計画に示した内容をどこまで進めていこうというふうに考えてありますか。具体的な事例で現在行っている助成、給付、サービスで、ここまでは継続してキープできるようにしたいんだというような、その実現可能なそういう数値があればちょっと示していただきたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

今確かにいろいろな障害に対するサービス、それはございます。それは障害児問わず障害者もですけれども、一例を挙げますとやはり障害児に対するサービスは月額で約2,000万円ほど使っております。ですので、12カ月掛けますと2億4,000万円それぐらいになります。ですのでかなりの障害児のほうのサービスにはウエートを占めておるということでございます。それでやはり今後は、その障害児の方がやはり今度は大きくなりますので、一番幼少期、それから小学校、中学校、それから養護支援学校、そしてまた今度は社会におかれるいろいろな就労といたしますか、そこまでの一貫制の連続性を持ったサービス、そういったアドバイス、そういったものが必要ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

どういうふうに継続したものになるかは、今後チェックしていきたいと思います。

そこで、ちょっと単純な疑問なんですけど、この計画の中でこの理念の中に、ノーマライゼーション、リハビリテーション、この考えを共生のまち基山を目指す上でも多くの方の知識の共有と理解が欠かせないものと思います。これはその平成19年から平成26年度までの前の計画の理念でもあったと思いますが、ちょっと簡単にどういうことか説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

やはりいろいろ全国的に、先ほど議員おっしゃいますように国が示した中に各自治体もこの基本計画を策定するわけでございます。しかし、やはりそれには自治体のある程度の特有がございますので、その中で基山町としましては先ほど議員がおっしゃったような、障害のあるなしにかかわらず共生のまちということを目標に掲げておりますので、その中ではやはり先ほど申し上げましたようにノーマライゼーションですね、それに基づいた施策といえますか、そういったものをやはり基山町で考えられるいろいろな施策といえますか、それを先ほど申し上げました8項目の中に立てて、そしてまた基本方針それから施策というものを今度は実施計画の中でうたっておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

よく片仮名文字、横文字が多くて理解に苦しむというのは、その委員会の中でもよく出るので、書いてあるものを読めば大体のことはわかるんですけども、ちょっともっと日本語で、かたくてもいいから短くしたほうがいいのかっていうふうにも個人的には思っていますが、この考えに異を唱えるものではありませんけれども、現実問題総務省のホームページにもデータが詳しく載っておりますが、地域力これが低下しております。障害者の方、その世代と町だけの対応でどこまで対応できるのかというふうに心配をして、この2番の質問をしたわけですが。ここでは障害者を介護する家族の方の高齢化については施策を示していた

できました。それで高齢化はその生涯のあるなしにかかわらずやっぱり当然その別な病気の発生率も高くなります。ぱっと浮かぶのは認知症なんですけれども、これには言葉のかけ方で症状が安定するというとも言われておりますので精神的なサポートもさらに必要になるかとも思います。それでこの障害を持っていらっしゃる方が、どこでどういうふうに症状が変わったというその見分け方がすごく難しいんだろうと思うんです。元気な人でも日々の中で、あれきょうおかしなことを言いよるねっていうふうな形で気づくというのよりもさらにもっとわかりづらいんだろうと思いますけれども、これに対しての相談等は今どこがされているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

これにつきましては、いろいろなそういった不安、それから家庭内の中で起こり得るいろんなことは、うちが委託しております地域包括支援センターの職員の方がそちらに御相談があった場合には出向きまして、いろいろな調査、訪問そういったものを行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

そういう問題も含めて、町民の家庭の注意やアドバイス、広報や告知という形でどう進めていこうというふうな考えがあれば、その固まっているものがあれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

意味わかりますか。天本健康福祉課長。

○6番（牧菌綾子君）

済みません。不安になって相談というのはわかるんですけれども、どういうところがこういうふうな対応されますよ、こうあったら相談に来てください、相談に来てくださいって言うのもおかしいけれども、相談の窓口がここにありますよっていうそういう告知です。それから、広報等でやはりこれぐらいは自分たちでせんといかん、そんな相談することじゃないなんて思っている方も結構多いので、その事例としてこういうときはこういうところに行って、こういうふうな形でその後フォローっていう体制ができていますよというふうな図式の面でのその広報、そういうものをちょっとこの施策に対してどんなふうでこれから

やっていこうと、かたまったものがあるのであればそれをちょっと教えてくださいという、その質問です。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

やはりこれから高齢化社会を迎えるものはもうはっきり、超高齢化社会を迎えるのははっきりいたしておりますので、その対策といたしましてやはり地域包括支援センターですか、そこにあらゆる部門の相談の委託といたしますか、それをやっておりますのでまずは町のほうに御相談がありまして、そしてまたその事案をこういふことで相談があつておるといふことを包括支援センターのほうの相談員にお話をし、そしてまた相談員さんが直接家庭に行かれまして、その実情といたしますかそういったものをしていくといふ。そしてその中でやはり何ていいますか、何か措置はしなければならないとか、そういったものが発生すればまた違うサービスといたしますか、そういったもので介護保険そういったものを受けるガイド者であればそういったことのアドバイスをやっておるといふことですので、その方に対応するケース・バイ・ケースに応じて相談を受けておるといふのが現状でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

大変丁寧にその皆さんがやってくださっているといふのはわかっております。ただ、うちもそうかなって思っていたくようなその事例として、その段階を低くして、こういうことがあつたらこうですよといふものの図式であるとか、その文面であるとかつていふのを出していくことで、あらじゃあちょっと町へ行って相談してみようかって、もう本当に病院に対してもその痛い、これはおかしいって思わないと病院にも行きませんから、通常の方は、だからそういう意味で、ああそうなんだって目についてじゃあ私もそういう状況だ、うちもそういう状況だといふことで行ってもらふような、本当に前段階といふかそういう形の広報とかそういうことを、結構予算もつけてしっかりとやっつけていらっしゃるんで、そういうことが必要じゃないかなといふことでちょっとこれをお尋ねをいたしました。

次に、3番目で障害の多様化でどうするんだといふことをお尋ねしました。これは、本当に障害が多様化することで自分たちも知っておくべきこと、理解しておくべきことといふ

のもふえてきているんだろうと思います。そんな中で、大人の方もそうですけれども発達障害を持つ子供さん、どうしてこんなふうなぐるぐる回るとか、何でじっとできないんだとか、そういうふうな行動をするのかというそのある程度理由がわかっていたら、防げたかもわからない事故が起きております。佐賀市のほうで小学6年生の男の子が5年生の女の子の顔に机に乗って蹴って、鼻の骨が折れたかどうかというのはちょっと記憶の中でどうだったかなってあるんですけれども、けがをさせたという内容で、その男の子は発達障害のおそれがあるというふうなその報道がされておりました。報道される側はある程度調べてからこういうものを出されているんだろうと思いますけれども、学校では、基山町ではないんですがこういう問題が起きたとき児童の就学状況というのは変わるんでしょうか。これは教育長にお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

就学状況というのは、基本的には保護者の判断というのを一番重くとりますので、普通学級に入級するのか、特別支援学級に入級するのかというのは、就学児健診等の結果から保護者の希望を最大限尊重して入級させているという状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

では、やっぱりこういう問題が起きたときは当然教育委員会の中で、どうするんだという話し合いの場は持たれるんだろうと思うんですけれども、保護者の方が、いや今回たまたまこういうことをやったんで、うちの子はそういうあれじゃないっていうふうな形で今までと同じようについていうふうな、自分親なら多分そう言うんじゃないかなって思うんですけれども、そうなった場合は、では保護者の方の判断でってことになるかと今までどおりということになるんでしょうか。そうなると、例えばけがをさせられたほうは、とんでもないってやっぱりちょっとそういう構図がちょっと見え隠れするんですが、その辺もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には、そういうペナルティ的な色彩を帯びて、だから普通学級から支援学級にというそういう判断というのは非常に難しいかと思います。その学級の中でどう適応させていくかという、その子の支援体制というか指導体制を組む、参考までにですが今学校では発達障害、全ての障害を持つ子供たちの個別支援計画というのを一人一人の年間のを作成するんです。これ一人一人です。結構大変な作業になるんですが、これを4月の当初に全ての教員で、この子についてはこういう指導をしないといけない、こういう特性を持っているというのを全ての教員が共有するという会議も開きます。この会議も結構一日で済まない会議になるんですが、そういうことをきちんと共有して指導に当たっておりますので、未然にそれで全てかというところではないと思いますが、その情報も基山町であれば特別支援に入っておられる支援員の方々も全て共有して指導に生かすということでやっておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

この計画書の中にも、やはり障害者のライフサイクルを見通した個別支援システムの強化と連携ということで提供される支援が連続性を持ったものになるように、関係機関の連携と情報共有の仕組みをつくり、システムの強化を図るとしっかりと書いてあります。ということは、4月から始められたということですが、今後そういうことに関しては継続をしてやっていくんだという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ことしの4月からではなくて、もう6年か7年ぐらいからもう個別支援計画は立ててやっております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

済みません、聞き違いをしました。ということは、今後もそれでされていくということですね。当然、けがをさせようと思って子供も動いているわけじゃないんでしょうけれども、

障害によると思われるその行動が影響したのであれば、学校も含めてその児童の今後を考えると、そういう早目の治療、そしてそれで少しでもよくなればその子も、それから同じクラス内、同じ学年でもその子の立場もこれからいろんな意味で可能性も出てくると思うし、何事もそうですが早い対応というのが必要だろうと思います。

それで一応そういう子供さんのことも含め、大人のこれからの高齢化のことも含め、この計画の中で考え方や方向性ということでお尋ねをしました。計画ですから1つの施策のどうなんだということの質問はできませんでしたが、障害があっても、4番目でインターネットを活用してということでお尋ねしましたが、就職に対しても自分である程度自由に選択することができるのかなという、その希望がちょっと膨らんだって、大きくはないけれども今までよりは一步も二歩も膨らんだなという印象を私は持ちました。質問の中でも先ほどから言いましたけれども、地域力の低下というのが法務省の中でもしっかりとデータの中から出ております。ですから、みんなで支え合うまちづくりを目指すには特別なことではなくて、普通にこのことって知っておくべきことだよなって、自分の近くに、例えば自分の子供にそういう障害がなくて元気に暮らしたからああよかったよかったじゃなくて、近所にそういえばこういう子がいるからどういうふうにして接したらいいんだということも含めて知っておいたほうがいいよね、このことはっていうべき内容とか、それからそういう方たちがこれだけのお金を、施策として出してそういう方たちをサポートしていこうとしているけれども、本当にそのサポートが本人さんたちから、そのことは本当必要なんですよって思われているのかどうかということも若干ちょっとずれもあったりするのかなと思ったりしています。逆に先ほどの教育長の話やそれから園長の話もあったけれども、一緒に過ごすことで、ああこういうふうに分人たちが気がついていないけれどもこういうことを大事にしなきゃいけないなって気づかされる、教えてもらうということもあるのだろうと思います。ですから、角度を変えながら、その先ほど言いましたようにこれから広報、それからホームページの中で何度でも何度でもこういうことはこういうふうにしましょうっていう、その繰り返しの大きなことをどんと上げるんじゃなくて、小さなことでも私たちがああそういうこと必要だな、気づいてこうやっていこうと思えるようなその取り上げ方、情報の発信をぜひしていただきたいと思います。

今回も早口でちょっと若干聞きづらいところがあったかもしれませんが、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

皆さん、おはようございます。9番議員の重松です。

傍聴大変ありがとうございます。まず、私ごとではありますけれども、先日60歳還暦を迎えました。ありがとうございます。職員さんは一応60歳となれば第一線を引かれる年ではありますが、私はもうしばらく議員として職責を果たしてまいりたいというふうに考えております。そのためにも基山町が今抱えている問題を一つ一つ丁寧に問うて、そして私の提言も含めながら一般質問の中で解決できる問題はぜひ解決してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

質問事項1として、まず放課後児童クラブについて質問を出しております。

放課後児童クラブは、昨年4月から条例や施行規則を改正して施設受け入れ定員の増を行い、今年4月からは支援員さんの待遇改善等も行っていました。現在の問題点を明らかにし、今後の改善点を議論してまいりたいと思います。

まず、第1点は、基山小学校のひまわり教室、若基小学校のコスモス教室、それぞれの条例で定められておりますけれども、定数及び夏季休業中の受入数について説明をください。

2点目は、ひまわり教室については昨年4月から条例改正をいたしまして、Cクラス福祉交流センターと書いておりますけれども福祉交流館内に設置しております。利用状況等について説明をください。

3点目は、児童の面倒を見ておられる支援員さんから、福祉交流館の利用については問題が多過ぎるというふうに言われております。条例の見直しもまた訴えられております。見直しの検討はされているのかお伺いいたします。

4点目は、来年度の放課後児童クラブの運営を行う上で、定数や施設の見直しをどのよう

に行うのか、これを検討しなければならないと思っています。そのための提案として、来年4月からは中央公園内に新しい町立図書館がオープンいたします。現在の町立図書館を改装して放課後児童クラブとして利用することができないのか、質問をいたします。

次に、質問事項2として、マイナンバー制度について質問いたします。

マイナンバー制度については、これは国の法律に基づいて本年10月から通知カードの郵送、また来年1月からは利用も始まるわけですがけれども、町としての問題点を質問していきたいというふうに考えています。

まずは、きやま広報にも3回マイナンバー制度については掲載されておりますけれども、町民の理解が進んでいるのかを質問いたします。

2点目は、職員への教育、研修はどのようになっているのか説明をしてください。

3点目は、10月から通知カードはそれぞれ個人、世帯ごとに郵送されますし、それをもし受け取りを拒否した場合の扱いや、手元に届かないという町民の方もいらっしゃるだろうと思います。これに対して、町はどのような対応をするのか説明をください

4点目に、一番心配されているのが個人個人の情報が漏れるのではないのかという心配です。情報管理・セキュリティについて、今現在基山町の体制で問題ないのか質問をいたします。

質問事項3として、長野地区開発について質問をいたします。

長野地区の土地開発については、私の前の先輩、地元から出ておられました舟木先輩から質問されておりますので、もう20年以上も前からこの長野地区の土地開発については提起がされております。私も議員になりまして、8年前から質問をいたしております。また、平成24年には長野地区の住民から土地計画道路、日渡・長野線の延伸と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書が出され慎重審議の末、全議員で賛成のもと可決し、町長へ提言し、また町長もこれを重く受けとめるという中身で今日まで進んできたところでもあります。今現在では、地元説明会も始まりまして、その前にはアンケートや調査等も進められております。6月議会でも少し質問いたしましたけれども、今後の計画について質問していきたいというふうに思います。

第1点は、長野地区の土地開発の具体的な内容について、この議会の場でも質問いたします。

2点目は、先ほども申し上げましたように地権者に対しての説明会も始まりまして。8月8日に行われたわけですがけれども、その中で地権者の方々から出された意見、そしてまた町

のほうはそれに対してどのような回答をしたのかお示してください。

3点目は、今後の進め方です。これが大変大事な中身になります。

そして最後に、これは私も6月議会でも質問いたしましたけれども、鳥栖・小郡市が共同で国家戦略特区を出しております。この国家戦略特区が認められた場合、長野地区の土地開発に与える影響がどのように考えられるのか質問をいたしまして、1回目を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、重松一徳議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めでございます。放課後児童クラブについて。

（1）ひまわり教室・コスモス教室の定数と夏季休業中の受入数ということです。

定数は、ひまわり教室140人、コスモス教室が80人、夏期休業中の受入数はひまわり教室164人、コスモス教室68人となっております。

（2）のひまわり教室Cクラスの利用状況はということですが、平成27年度におきましては福祉交流館内でのCクラスでの子供の預かりは行っておりません。

（3）ひまわり教室Cクラスを設置した条例の見直しはということです。

ここ数年、長期休業中の利用申し込み者が定数以上になっております。今年度は、基山小学校ランチルームでひまわりCクラスを増設して運営しましたが、近年施設の確保に苦慮しておりますことから、いますぐ条例の見直しはできないと考えております。

（4）来年度の放課後児童クラブの定数と施設増のために、現町立図書館を改装する計画はということですが、来年度の定数につきましては現行どおりと考えております。現町立図書館は基山小学校敷地に近く、福祉交流館Cクラスにかわる施設として選択肢の1つだと考えております。現町立図書館をどのように利用していくのかについての協議はこれからになると考えております。

2項目め、マイナンバー制度についてでございます。

（1）マイナンバー制度について町民の理解は進んでいるのかということですが、マイナンバー制度の町民への周知につきましては、国においてミニ番組の放送、テレビCM、新聞掲載、ポスター、各府省のホームページなどで行われております。本町につきましては、広

報きやまへの連載により制度の内容や手続を案内や、基山町ホームページにバナーを張り制度の案内や内閣官房のホームページへのリンクを行っています。また、出前講座によるマイナンバー制度の基礎講座の実施やポスター、リーフレットを配付しておりますので、マイナンバー制度についての理解は徐々に進んでいると思っております。

(2) の職員への教育・研修はということでございますが、職員のマイナンバー制度の理解につきましては、制度にかかわる職員につきましては理解が進んでいると思っておりますが、さらなる理解を進めるために個人番号通知が始まる10月前の9月14日と9月16日の2日間において、マイナンバー制度の職員研修を行う予定としております。

(3) 通知カードを受け取り拒否した場合の扱いや、手元に届かない町民への対応はということですが、

通知カードは、世帯ごとに簡易書留、転送不要の郵便にて発送されます。その後、郵便局から宛所なし、保管期間経過、受け取り拒否などの理由によって配達されなかった通知カードは基山町役場に返送されてきます。宛所なし、保管期間経過の理由により返送された方は、10月から送付までの期間の住所の変更内容を確認し、住所の変更が行われていれば再度新住所地の住所で通知カードを送付する手続を行います。また、住所は間違いがないが宛名なしで返送された場合については、郵便の転送設定がされているために届いていない場合がありますので普通郵便で御連絡をいたします。それでもその普通郵便が返送された場合は、実態調査等を行い居住の実態がない場合には3カ月役場に保管の後、返還処理を行います。受け取り拒否への方へは、3カ月の保管期間は役場に保管している旨の通知を出す予定でございます。

(4) 情報管理・セキュリティに問題はないのかということですが、

マイナンバーにつきましては、安心・安全に利用いただくために制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置が講じられております。制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いてマイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しております。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーを適切に保管されているか監視・監督を行います。さらに、法律に違反した場合の罰則も重くなっています。システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。また、行政機関間で情報のやり取りをするときもマイナンバーを直接使わないようにしたり、

システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行いますということです。

3 項目めの長野地区土地開発について。

(1) 長野地区の土地開発の具体的内容はということです。

今回、長野地区への進出申し出の企業があることも踏まえ、市街化区域への編入を待たずに市街化調整区域のまま都市計画法上の地区計画を設定することにより、産業用地化を目指したいと考えております。地区計画の策定は、その区域の地権者全員の同意が必要になることから、今後地権者の方々との協議を進め地権者全員の同意をいただいた後、地区計画農振除外などの手続を行い、町が一体的に開発し企業への売却を考えております。なお、地区計画内の道路につきましては、進出申し出企業の必要面積などを考慮し、町道日渡・長野線の延伸ではなく、町道荒籠線の交差点から南下する案を地区説明会では説明をしております。

(2) でございます。長野地区土地開発予定地内地権者への説明会で出た意見と回答はということです。

地元説明会における主な質問と回答を4点ほど申し上げます。

1つ目には、騒音・排水等問題への対応の御質問に対し、地区計画において用途や建築制限を設けることができると回答しております。

2つ目には、地区計画内の南北に通る道路の幅員の御質問に対し、13メートルと回答しております。

3つ目には、現用地の借地権への対応の御質問に対し、地権者の同意があれば借地人に対し町が事情説明等をさせていただくことも考えると回答しております。

最後に、用地の買収単価の早目の提示についての御質問に対し、確定した金額の提示は難しいが、目安の額を提示できる方向で検討すると回答しております。以上でございます。

(3) です。今後の進め方はということで、町としては本計画を推進したいと考えており、窓口となっていただく地区の方々を決めることについて御承認いただいておりますので、今後は窓口の方々との連携を図りながら地区計画策定への同意がいただけるように進めてまいります。

(4) 鳥栖市・小郡市共同提案の国家戦略特区が認定された場合、長野地区土地開発に与える影響はということですが、特区が認定された場合の影響については、現時点ではお答えできかねます。一般的に申し上げれば、鳥栖市・小郡市共同提案の国家戦略特区は企業誘致

等を推進することを目的に鳥栖インターチェンジ付近の開発促進のため、農地法上の規制緩和を行うことと承知しております。今回の長野地区の手法は現行法に基づき地区計画を策定し農振除外の手続を行うもので、特段の影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それでは、問題点を絞って質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1つは、放課後児童クラブの現状についてどのようになっているのかというのを、共通認識するために質問をいたします。

先ほどの答で、定数は140名で特にひまわり教室ですけれども、夏季休業は164名受け入れをしたというふうに言われていました。それでもう一つは、ひまわり教室のCクラスは現在27年度は利用していないというふうに言われました。そうすると、基山町の放課後児童クラブ条例施行規則では、ひまわり教室は定員140名にしています。その140名はひまわり教室のAクラス、Bクラスが60名、60名、そして福祉交流館内に設置しているCクラスが20名になっています。その20名を受け入れていないということは、44名がオーバーした中身で夏季休業を過ごしたというふうになっています。この44名の方はどういうふうな形で夏季休業を過ごしているのか、その実態を把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

お答えいたします。今回、福祉交流館のCクラスを使わなかったということで、基山小学校のランチルームを借用し44名の方をそのランチルームでCクラスを増設したという形で受け入れをしております。そこで夏休みにつきましてはAクラス、Bクラス、ひまわり館のほうを合わせまして、一日の流れ、スケジュールをつくっていただいでその中で支援員さんでスケジュールに従って日常を送っていただいでいたと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず問題点として、なぜランチルームなのかという問題なんです。Cクラスはあるわけです。福祉交流館の中にです。しかしそこは使っていないという。まず、なぜCクラス、福祉交流館内のCクラスを使わなくなっているのか、この理由について把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

条例化になりまして、平成26年の春ですね、確かに使っております。春休みに定員をオーバーしましたのでCクラスを使っておりますが、その際に支援員、児童にとってすごく使いづらい教室であったと聞いております。それは事務所の手前に社会福祉協議会がありまして、その奥の一室ということでなかなか使いづらくて、遊び場所がなく外でなかなか遊べない、子供たちをどうしても閉じ込めてしまうような感じであったということで聞いていますし、その利用中外で遊んだとしましてもクレームがあったり、出たということで使いづらいということで聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは条例ですので、議会でも審議に出しまして可決したわけです。そして旧内山建設の社屋を福祉交流館として改良するとき、放課後児童クラブとしても利用したいという。それで私たちも現地視察等も行いました。そして議会の中でも審議をする中では、Cクラスの隣には大会議室があります。この大会議室は使われていないときには放課後児童クラブとして利用できるんだというふうな説明で私たちも聞いたわけですね。だから確かにCクラスは狭いですが、大会議室を使えば対応できるだろうというふうな形で議会は承認したわけですので、実際問題として大会議室はなかなか利用できないという中では余りにも狭いという。そして先ほど言われましたように、私も見ましたけれどもあそこは1人当たり1.65平米というのが基準としてあるわけですが、それを大きく下回って、1人当たり1.35ぐらいしか平米数的にはないわけですね。まず基準を満たしていないのもありますし、そこに20人から入ればもうとてもじゃないけれども騒がしくてゆっくり放課後は過ごせないという中で支援員さんもだめなんですよと、ここはもうだめなんですよという形できたわけですね。ただ、平日はそれでも対応できましたけれども、夏休みは対応できないという中で、

昨年もそうですけれどもランチルームを利用したというふうになっています。このランチルームを利用したこと自体、私はそれを否定はしません。しかしこのランチルームを終日利用できたのかというのを把握されていますか。終日利用できなかったんだというふうに私は支援員さんのほうから伺っております。なぜ終日利用できなかったのか、把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

やはりランチルームは空調設備がなくて、どうしても午後気温が上がって子供たちの健康状態が安全に保てないということもあり、空調がきいているひまわり館のほうに移動しましたということ聞いております。確かに冷風扇は2台置いておりましたが、それがどうしてもぬるい風になってしまって気温は上がっていたということを知っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

こういう実態の中で、本当に支援員さん大変苦勞されて面倒見てもらっておりますけれども、任せっきりになっているんだと私はずっと言っているんですね。やっぱりきちっと町がこれについては対応をしなければならないというふうに思っています。

それで、1点はランチルームを今後とも利用していきますか。例えばまだ冬場もありますね。来年の春もあります。当面定数をオーバーするかどうかはわかりませんが、どのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

今、次の長期の休業、冬休みになりますけれども、申し込み人数としましては162人ということで、やはり定数をオーバーしております。ただ、例年冬休み期間がどうしても短いので、子供たちの登録はしていても利用が若干少なかったりということで、ランチルームは利用せずにひまわり館のほうで運営を行っております。ことしもそうできればいいなどは思っておりますし、来年につきましてはやはり安定した場所ということで確保はしたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほどCクラスの福祉交流館の今利用について、利用されていないと私は条例も見直しもこれ含めて、もうあそこについてはCクラスの条例をもう廃止するというのをまず本当、第一点に訴えておきます。これについては検討してください。

そこで、町長に伺います。今の放課後児童クラブ、特にひまわり教室について足を運んで、この教室内の雰囲気見られたことはありますか。町長、伺います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

最近と申しますか、直近はちょっと私も行っておりませんが、何度かひまわり教室見ましたし、それから先ほど出ておりましたCクラス、ここにも行きました。そしてまだ、ちょうど利用していたときでございますけれども狭いというようなことも、話しも聞きましたのでその辺は十分に把握はしているつもりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は孫が通っている関係もあって、時々迎えに行ったりするわけですが、とてもじゃないあの騒々しさ。私ちょっと耳が悪いものですから、物すごく反響、響くんです。とても10分もおれないんです。もう10分もいれば気分が悪くなります。そういう中で支援員さん大変子供たちの面倒を見ておられますけれども、とてもじゃないけれどもこの騒々しさ、もうどうにか解決してもらわなければ今から先、本当にやっていけるのか大変不安なんだと。そして先ほど少し牧菌議員が、発達障害児の関係も質問されていましたが、学校はこの発達障害者については教員一丸となつていろんな面サポートしているというふうに言われました。放課後児童クラブの中にもこの発達障害ないし多動性の子供、障害までいかない子供たちもいるわけです。そこを覚えてもらえる支援員さん、大変手間をとられるというか、その人につききりにならなければならないという問題等もあるんです。そうすると、こういうところの問題点、そして大変騒がしい状況で夏休みを過ごして、落ち着かない状況で夏休み

を過ごして、そして9月からは学校が始まるという。いきなり今までは自由に走り回り、支援員さんの注目もなかなか引かなかった子供が9月から学校が始まったからといって今度はずっと授業に専念できるかという、専念できないのではないのかという心配を逆に支援員さんのほうがされているんです。教育長に質問いたしますけれども、こういうところの実態について把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に放課後児童クラブ等、学校の授業の関連についての把握というのはしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ぜひですね、ここしてください。放課後児童クラブに通っている児童は、長期休業まで含めれば学校で過ごす時間よりも長い時間を放課後児童クラブで過ごしているんです。これは統計、計算してもらえればわかるわけです。それだけ長い時間を過ごす放課後児童クラブの中で、本当に十分な保育施設といえますでしょうか、になっていないんだということが一番問題なんです。そこで、私のほうも質問しておりますけれども、来年度どのようにしていくのかと。これは町長が放課後児童クラブについては6年生まで受け入れますよという、これは町長の方針と言いましょうか、施策において実行されてきたわけです。私はそうであるためにもきちっと責任を持って、来年度はこのように施設については改善をしていくんだというふうなことを出していきたいというふうに思います。これは私からの質問よりも、支援員さんの質問と思ってください。はっきり言われているのが、今のままではもうだめなんですよと。

改善策として1つは、先ほどもちょっと言いましたけれども、現町立図書館を来年4月から改装して、夏休みの休業に間に合うように改装して放課後児童クラブとしては利用できないかという中身です。もう1点は、当面ランチルームを使うんだったら、ランチルームにはエアコンを設置してくださいよという中身です。そして本当は、きちっとした放課後児童クラブの施設を新たにやっぱりつくるべきではないのかという意見です。それがどうしても、この3つがどうしても改善できなければ受け入れ定数をもう制限しなければならないんだと。

140名の定数、ひまわり教室Aクラス、Bクラスでしたら120名ですね。本当は1単位のすれば40人なんですね、決まっているのは。40人、40人、本当は80人しか受け入れができない中で120名受け入れている。そしてCクラスで140名になっているんです。ここをもう制限するしかないんだというふうに言われています。これ施策の関係、予算の関係もありますので町長に質問いたしますけれども、どうかして町長が引退も表明されましたけれども、来年3月の予算でもきちっと乗せるというふうなことを表明してもらえませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

もうきのう引退をということで表明いたしましたから、その私が約束というようなことにはならないと思いますけれども、議員おっしゃるようなあそこがもうその通常の状態でも手狭になっているということは私も支援員さんからも直接聞きましたし、私も先ほど言いますように何度か行ってその辺も実感はしております。行ったときには、確かに騒がしいけれども、全員私が行ったときに120人、140人全員いたかどうかと、そのときには私はそこまでの実感は本当言うと正直なところ持っておりませんでした。ただ、お話を聞くとやっぱり狭いんだというようなことは聞いております。だからといって、それじゃあすぐどうということでも、ちょっと私も思い浮かびません。薄々私感じておったのは今の場所に、運営上かれこれからしてもう少し道路側に拡張できないものかどうか、当初はそういうことも学校側と私も大分やり合いました。渡り合ってもう少しくうというような計画も言ったんですけれども、それも学校としてはやっぱり確保しておきたいという、それからこっちのほうには畑もつくっておきたいんだというようなことで、それがかないませんでしたから。その辺の経緯も私も知っております。だからそれは1つにはやっぱり、道路側にもうちょっと広くすると、増築するというような、それも1つの選択肢だろうというふうに思います。それから福祉交流館も、確かにあそこに閉じ込めてしまうと本当に狭い、閉じ込められているという感覚がございまして、これは社協としましても、社協でいろいろ使わないときには、私も当初はそういう感じを持っておったんですけれども実際やっぱりもうあそこの中だけでという限定で、あれじゃあやっぱりいかかかなと思います。しかし、活用の仕方もまた別に考えなきゃいかんと思います。それから、現図書館これについてもやっぱり考える余地はあろうかと思えますけれども、現在のところ私の勝手を言わせていただくと、あそこはやっぱり資料館を今あ

ちこちに分散しているのを1カ所に集めて、あそこで整理をするというそういう私なりの構想は持っておったということでございますので、ちょっとその辺のところでもた考えは引き継いでいきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

考えを引き継いでもらうのは大事なんですけれども、まず予算措置をしてもらわなければならないという中身なんです。もう来年の夏なんだと。冬は、そして春休みはどうにか乗り切ったとしても、もう来年の夏にはまた大変問題があると。ランチルームの関係については、これは小学校の施設内ですので教育学習課の関係になりますね。きのうは大山議員がエアコンの関係を言われていました。なかなか町単費ではできないんだというふうに言われてますね。私は町単費でもしなければならぬところにおいては、きちっとしなければならぬというふうに思います。もし来年、それこそランチルームを利用するというふうなことだったら、これについてはきちっとエアコンを設置するというふうにしなければなりませんね。これは財政措置がありますから、やっぱり町長のほうに最終的にはなるとは思いますけれども、教育学習課がいやそういう形で認めますよというふうにならない限りは施設管理の関係ではだめなんです。教育学習課のほうは、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

それは今、議員がおっしゃったように、町の施策としてそういう方向で行くのであれば教育学習課としてもそういう予算措置は、教育学習課のほうで施設管理をしておりますのでそういう方向になれば教育学習課から予算要求をするという流れになるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ぜひそこについては町長部局とも十分打ち合わせをしながらやっていただきたいと、そして施設が改築された、改良されたから問題が全て解決するんだという中身じゃないんですね。

先ほども言いましたけれども、やっぱり今の子供たち1年生から6年生まで私も時々見るんですけども、もう5年生、6年生の男の子たちが走り回って支援員さんに後ろからちょっと押したりすると、物すごくやっぱり力なんですね。とてもじゃないけれども怖いときがあるというふうなことも言われています。男性の指導員さんもというふうにしていますけれども、夏季休業中はちょっと1名来られていますけれども、なかなか常態というわけにはいつていません。ぜひともこの辺については、こども課長がやっぱり支援員さんの意見を聞く中で改善できる点については、どしどし改善していつてもらいたいというふうに思います。そしてその中で一番私が心配しているのは、支援員さんは全て日々雇用職員なんです。臨時職員、約定数からすると140名プラスのコスモスが80名、220名の児童の放課後の面倒を見てもらっている方が、支援員さんが全て臨時職員なんだと。学校よりも長く過ごす子供もいる、この放課後児童クラブ、本当にこれでいいのかと。主任支援員さんも配置してもらっていますけれども、私は例えば若基小学校にいても児童数300名ぐらいですか、きちっとした校長がいて、管理職がいらっしゃるんです。私はきちっとしてやっぱり管理職に相当する身分の方を配置すべきなんだというふうにずっと言っているんです。そしてその中で主任支援員さん、または支援員さん、補助員さんと連絡を密に取り合う。当然、こども課長とも密に連絡を取り合うというふうにしなければならないんだと。どうしてもこども課長または係長が目回らないというのが実態だろうと思いますけれども、この辺は私はこれは見直しをしていくべきだというふうに思いますけれども、課長意見があればお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

確かに臨時職員という身分ですごく大変な業務を受けていただいていると思います。先日も支援員さんたちから意見、要望、実態報告を受けて大変だというのをしみじみ実感しております。自分が教室に行って話を聞いている、しているんですけども、そちらの子供たちの声のほう大きい、そういう状況の中で60名の子供たちをそのときは3名の支援員、補助員合わせていましたけれども、で見られる。それで何かがあれば飛び出して行かなくちゃいけないそういう状況の中で、やはりその中でもっとその場で決断できるような人がいるというのは重要なことは考えております。このことについては、もっと庁舎内で検討させていただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

極端な言い方をすれば、保育園を全て嘱託職員さんがしているのと同じなんです、今の放課後児童クラブは。これはまさしく、監督責任からおいて余りにもこれは問題があるんだと、もしこれで何か事故、いろんなことがあった場合、私はこのまず組織体系、体制も含めてやっぱりしていただきたいというふうに思います。これについては、これ以上質問しましてもこの場で回答が出るわけではありませぬので、問題提起とさせていただきます。いずれにしても待ったなしの今から見直しをしていかなきゃなりませんし、条例の見直しについても私はしなきゃいけないというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

重松議員おっしゃるのも重々私も納得できます。ただ、それこそ職員で対応をというか、そういうことでなかなか難しい部分もございます。勤務時間が非常に変則でございます。朝から一日どうのというようなこと、何人かそういう方が担当していただくのもいいのかもわかりませぬけれども、ほとんどがやっぱり放課後というようなそういうこととございます。それが1つございますし、ただ本当にこの放課後児童これができましたのが、何かこうプラスアルファ的なサービスといいますか、もう最初のスタートがやっぱりそういうこと、それからだんだん施設がどうの、学校の敷地内でもどうのというような、そういうふうなずっと経緯はございますので、これはサービスとして学校プラスアルファというようなそういう感覚じゃなくて、しっかりとこれはやっぱり取り組んでいくべき問題だというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

もう今は法律として、これは放課後児童の健全育成事業としてこれはもう確定しているんですね。そして私は全ての支援員さんを職員にしろと言っているわけじゃないんです。管理

職としてやっぱりきちっとそこを管理していただく人を、やっぱりしておかなければならないんだと、管理運営上ですね。そこをぜひよろしく願いいたします。

マイナンバー制度について少し質問いたします。

なかなかこれ難しい問題で、私も理解できていない部分がありますけれども、きのう木村議員も質問されましたので重複する部分はもう省きます。

マイナンバー制度が10月から個人通知が郵送され来年1月から本格的にこれを利用するようになりますけれども、基山町のこの職員さんの中で私の部局、私の課はこのマイナンバー制度を取り扱いますよという課長さん、済みませんけれどもちょっと挙手してもらっていいですか。ほかの方は使われませんか。本当に俺のところ使うのかな、使わないのかなとちょっと悩まれている方もいらっしゃるんですね。それぐらい難しい問題。そして今の法律で決められている部分以外に、消費税アップ分の返還とか、あとは預貯金にまでこのマイナンバー制度をとかもいろいろなのが今から先活用されていくんですね。そのときには全ての課に私はこれはいずれは波及してくると、場合によっては学校にもこれはなってくるんですね。生徒にも一人一人にこれ番号がありますから、逆に言えば学校でもこのマイナンバー制度を利用して管理するよみたいな形にもなってくる可能性もあるんですね。そういう中で、例えばの話です。来年1月から通知カードや個人番号をまだ自分はとっていないんだと、役場で例えば証明書を発行してもらうときに、マイナンバー制度のこの通知カードも受け取っていない方はこれほどのような取り扱いで発行ができますか。

○議長（鳥飼勝美君）

安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

通知カードは個人さんの自分の持ち物として自分の、あなたの番号はこれですよということでございます。通知カードを持たなくても通常の住民票とか戸籍とかいうことの発行、印鑑証明も含めて今までどおりの発行ということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

この辺が、例えば年金の関係、健康保険の関係、いろんな部分が私はマイナンバー制度でこの通知カードを持っていません、今までどおりの発行の仕方をお願いしますと言われた場

合は本当にできるのかというのが、私もわかりませんがこういう問題も出てくるのではないのかなというふうに思います。ちょっと時間の関係があつて、少しはしよりますけれども、役場職員の方がこのマイナンバー制度を使ってアクセスをする。これを悪用しないというのは誰もわかりませんね。これに対して罰則を強化しますよとかいうのがありますね。町としてこういう場合はこういうふうな罰則をしますよというふうな中身を、これは条例ないしは規則、いろんな部分で私はしていかなければならない部分があるのかなという感じで、基山町が1月からこれを施行するまでに条例改正や施行規則の見直し、こういうのをする項目はどれぐらいありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今回のマイナンバー法の改正によりまして、条例改正につきましては今回9月に上げております基山町の個人情報保護の保護条例の改正となっております。今後、今重松議員がおっしゃりますように今は社会保障、それから税、災害の分野に限られてその法律で定められた分しか使えないようになっている。あとは条例で定めて市町村で独自利用というのが設定されておりますけれども、これはあくまでも独自利用というのは、その今まで町内で事務をやっております事務についてマイナンバーをそのひもづけする場合は必要になってきますので、今の住民コードを使用している場合にはまだマイナンバーというのはひもづけされておられませんし、実際今からそのひもづけしていく期間としては平成29年の7月ごろになるんじゃないかというふうにも言われておりますので、その頃になればいろんな独自条例の制定等が必要になってくる。または1月から施行されますので、また今後検討して12月でひょっとしたら条例改正が必要になってくる分もあるかと思っておりますけれども、その後も条例改正が必要になってくる分は多々あるのではないかというふうな認識をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

国の法律に基づいて、実際運用する段階でこういう町とか市とかの自治体職員さん、大変気を使いながらも扱う場合もありますけれども、言うように悪用しようと思えばどこでも悪用できるようになるのが怖いんです。それでコンピューターのアクセスの仕方についても、

今住基ネットがありますけれども住基ネット誰でも扱えるというふうにはなっていないと思うんです。しかし課が、いろんな課が今から使うようになれば、これを使う人たちもふえますし、この辺セキュリティの問題とか大変これは難しい問題も出てくるんです。インターネットを利用されている方でも私たちがそうですけれども、やっぱりもういろんな悪用しようと思えば悪用できるような今の社会ですから、この情報管理というのはもうきちっとしてもらわなければならないし、もしこれを乱用、悪用した場合の罰則強化については、きちっとやっぱり基山町も明らかにしていかなければならなくなるんじゃないのかなというふうに思っています。これについては、また違う場面でも話はすることがあると思いますので、以上にしておきます。

長野地区の土地開発について先ほど説明を受けました。もう少し、ちょっと具体的な中身を知りたいと思います。この長野地区の土地開発の予定地の面積、その中には農地、雑種地がありますし、農地の中には青地もありますし白地もあります。この辺について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

お答えいたします。今回長野地区を地区計画という手法で進めていこうという案を提示しております。その予定地の面積につきましては約6.9ヘクタール、6万9,000平米でございます。その中には、農地、雑種地、里道、水路含まれております。具体的にそれぞれ申し上げますと、農地につきましては約4.6ヘクタール、約4万6,000平米。その農地のうち、農振農用地いわゆる青地というものでございますが、それが2.8ヘクタール、約2万8,000平米。それ以外の農地いわゆる白地と言われているものですが1.8ヘクタールでございます。それと雑種地でございますが、雑種地が約2.0ヘクタール、2万平米。それ以外の約0.3ヘクタール、3,000平米ほどが里道、水路になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

場所的には、大ざっぱに言えば国道3号線から町道長野の信号、ちょうど黒田屋さんという店がありますけれども、それから左に曲がって千夫・長野線を行って右に曲がれば7区の

公民館があります。その前です、その前の土地が約6.9ヘクタールあるという形で、ここを今から開発を進めていくんだという中身ですね。ここには地権者の方いらっしゃいます。地権者の方が何人いらっしゃるのかと、もう一つは先ほど言いました雑種地というのは農地を雑種地に転用してほとんどが企業に駐車場として賃貸借で貸されているんですね。この賃貸借として借りている企業数はどれくらいあるのか、この質問をいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

阿部まちづくり課参事。

○まちづくり課参事（阿部一博君）

お答えいたします。まず、今回の地区内におけます地権者の方々は28名いらっしゃいます。それと既に駐車場として今現在置かしているというか、企業数は3社ございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今から先、この地権者の同意、早い話が28名全員の同意をとらなければならない。そして企業に賃貸借で今貸しているこの企業についても、この計画について同意してくださいというふうなことをしなければなりませんね。大変これは難しい中身でもあるわけです。そういう中で、これを進めていくためにはきちっとした職員を配置しなければならないんだと。今、まちづくり課の課長、そして参事のほうの説明していただいておりますけれども、私はきちっとしなければならないと。この計画、幾つの課にまたがると思われませんか。総務企画課長のほうでいいですね。幾つの課にまたがってこの計画は、開発は進んでいくというふうに思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

まず総務企画課、それからまちづくり課も、それから建設課、それから産業振興課に教育学習課とか、税務課も関係してくるかとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

言われましたように幾つの課にもまたがるんです。そうしなければこれは進んでいけないという。そうすると、幾つの課をまたいで進めるためには、この計画についての特化した職員をきちっと配置しなければ調整がつかなくなると思うんです。この職員の配置の計画は現在どうなっておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

現在この長野地区の開発についての人員配置というのは、計画は考えてはおりません。今の進める上では、今のまちづくり課の中で事業振興を図っていくということで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそちょっと課設置条例の関係、いろんな部分もあるかもしれませんが、新たな課をつくるというふうなことですぐには答えられないというふうに私は理解します。しかし必ずこれはしなければならぬと思うんです。まちづくり課だけではとても対応できないというのはもうわかりきっていますから。これに特化した職員を配置をしなければならぬというふうに思っています。これについては、すぐというふうにはなりませんけれども、今から開発これを進めていく段階においては必ずこれ必要になりますから、ぜひ検討してください。

それから、これを進めるに当たって当然財政的措置をしなければなりません。先ほどから言われているように、この6.9平米の農地及び雑種地、これを全部町が購入するんだとなるんですね。そして、新たな町道をつくって、そして周りを開発して、そして企業に売却するんだという中身なんですね。地元説明会では、これについては特別会計も組まなければならないだろうというふうな話が少し出ています。この財政的措置の仕方、特別会計を組むという発想、そしてもう一つは基山町が今現在ありますけれども土地開発公社、この関係についてはどのように今から先財政措置をしていくのか、金額の具体的な中身じゃなくて基本的な考え方について説明をください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

まず、会計の行い方でございますけれども、先進的な他自治体の状況を見てみますと、やはりこういった産業用地を町が開発していく中では特別会計を組んだところで実施をしているというのが通常でございますので、そういった形で対応をしてみたいというふうに考えております。それから土地開発公社の利用でございますけれども、こちらにつきましては中央に地区内道路を予定しておりますので、こちらの部分に先行買収が必要な場合において土地開発公社のほうで先行買収を行っていくという考え方でございます。それ以外の農地につきましては、町のほうが直接購入をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

どういうふうな、町道路線についても一定程度案も出されておりますけれども、地権者の方にすれば先行買収、ほかは後から買収、なかなかありませんね。これについては、いろいろな部分を考えれば一括金額の提案から、買収金額の提案からして、一括提案そして逆に言えば一括購入というふうな形でないと私は、まず町道の部分だけ先行して買うというふうにはならないと思いますけれども、もう一回説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

私が申し上げましたのは、当然地権者の方は全部まとめて買うというのが原則ですし、私もそういった考え方でおります。ただ、道路につきましては国の補助事業を考えておりますので、そういった中ではその購入としては基山町と土地開発公社という形にはなりますが、売買の契約としては同時期をするために公社のほうがある意味その道路用地の部分を先行した先行買収というふうな考え方になるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これを進めるためには、先ほどから地権者の窓口になってもらえる人をまず、そういう団

体といいたまうか協議会つくっていただいて、その窓口の方といろいろな部分について話を進めていきたいという。最終的に土地の売買については、これ個人個人の地権者となりますけれども、全体的な計画についてはこの窓口の方というふうに言われています。今窓口について、地元のほうでもどのようにしていこうかと話がされているというのを私も聞いています。それでこの窓口の方に、どれだけどういうふうな、例えば権限といいたまうか、地元地権者に対する説明会はあくまでも町がしなければなりませんね。この窓口の方と町との関係はどのような形で進めていこうというふうにご考えていらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

あくまでも、町のほうが最終的には買収をさせていただき予定にしておりますので、そのところは町が責任を持ってやるべきだというふうにご考えています。あくまでも相談窓口というか、いろいろな情報を伝えるときに全ての地権者であったり、隣接地権者に一堂に会してするというのが非常に厳しゅうございますので、そういった部分での窓口としての対応をしていただきたいというふうにご考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜここを確認したのかというのと、地権者の中にはいろいろな意見があります。売買に自分は協力するよという方もいらっしゃいますし、いや自分は基山町に土地を貸すんだったら協力するけれども売買はちょっと悩むよという方もいらっしゃいますし、自分は続けて農業もしたいんだと、代替地を用意してもらえればそれに応じるよという方もいらっしゃいます。いろいろな方がいらっしゃるんです。その中で、先ほど言われましたように28名の全員の同意をとらなければならないという。この同意をとることを窓口になられる方に押しつけたらだめだと私は思っています。これはあくまでもこの同意は町が責任を持って、一件一件回って同意をとらなければならないというふうにご思いますけれども。この同意の取り方について、再度説明をください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

まずもって、この地区計画という手法は本来であれば地元といいますか、その地権者、こちらのほうの発意によって、しかも全ての方が同意をしていただくことによって進めていく事業でございます。基本的な考え方としてはそうは申しますけれども、やはり町として最終的にその事業を推進していきたいという考え方を持っておりますので、そういった中ではやはり地権者の方に私ども一人一人丁寧に説明をしながら同意をとっていくことは必要かとは考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ぜひここについては丁寧に進めていっていただきたいというふうに思っています。この計画が本当に成功するのか、また頓挫するのかで基山町の将来大きく変わってきます。一つの目安として、一体これ計画何年をめどに進出企業への買収含めて進めていこうというふうな計画か、この計画の進め方について再度質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊本弘樹君）

そもそもまず同意を全ていただくことが前提になりますけれども、8月8日の説明会の中では、仮に本年度の10月中にそういった同意がとれるようなことであれば、少なくとも3年以内には竣工を目指していきたいということで説明をさせていただいておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

3年というのは物すごく今からスピードアップして進めなければとても終わるような事業じゃないんですね。だからこそ先ほど言いましたように、きちっとこれに特化した担当職員を配置しなければならないという問題もあります。もう一つは、やっぱり町の決意なんですね、最後は。この長野地区の開発をすることによって、基山町のグラウンドデザイン、基山町をどのような町にしていくのかというのを提示しなければ、なかなか地権者の方も、よし

じゃあ私たちもこれに協力しようというふうにはならないんです。町長、これを進めることによって基山町のグラウンドデザイン、基山町をどのように将来町に持っていこうかというふうなことなのか、そしてその決意についてお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

このことは、やっぱり最初に言われましたように、これはもう長年の懸案事項でもございます。と言いますのが、第3次の基山町国土利用計画、あるいはまた都市計画のマスタープラン、そして第4次の総合計画にも産業用地化というような方向でうたっておりますので、やはりそういう方向でしっかりと取り組んでいくということはもう私も必要だということを感じております。それからまたこれによって、基山町の1つのグラウンドデザインといいますか、それが描ける、それから雇用とか定住促進とか、これにも十分に活用できるということでございますので、方向としてはもうぜひそっちの方向で町を挙げてやっていきたいと。ただ地区計画みんなの同意というようなこと、それから窓口というのはさっき出ておりましたけれども、その皆様方の御協力、地元の皆さん方の御協力もやっぱり必要だということ、この辺もひとつ地元の方にはぜひ重松議員にもよろしくお願いを申し上げさせていただきますと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、この長野地区の私も一住民ですから、という形で今質問しているわけではないんですね。どうしてもこれは基山町の発展にやっぱり必要なんだという形があるんです。これだけ交通の利便があって、人口減少が進んでいるんだというのも質問したことはあるんですけども、そこに歯どめをかけるためにはやっぱり思いきった事業展開が必要だったし、私は町長が来年2月にやめられるというふうに言われていますけれども、今の段階でもこうして計画が出てきたんだということでは私は評価しているんです。ぜひこれを次の首長にバトンタッチしてもらいたいと、そしてこれが頓挫することがあれば、それこそ基山町は本当この人口減少からいろんな面を含めてやっぱり衰退の町になっていくんだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

今回は、なかなか難しい問題も含めながら質問いたしましたけれども、3点ともやっぱり大事な問題なんです。特に放課後児童クラブについては、私は基山町が本当に子ども・子育て含めて、ほかの市町に基山町はしっかりしているんだというのを訴える1つの重要施策でもありますし、町長もそれがあつたために6年生までの拡大もされてきたんですね。これについては、きちっと町長在任期間中に予算措置も含めて安心して放課後児童クラブが運営できるようにしていただきたいというのを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

皆さん、こんにちは。8番議員の河野保久です。

御多忙中の中、傍聴においでいただき、まことにありがとうございます。

先週の末、基山町に地方創生のフィールドワークで訪れた慶応大学の学生と触れ合う機会がありました。その中で、けやき台を訪れた学生から、寝るだけじゃないホームタウンという提言をいただきました。そんな町にしたいと思っています。そしてその学生からこんなことも言われました。私たちは3日、4日でこの基山町のことを提言しましたがけれども、そんなことはもうやっているよというお考えの方がいるなら、そのことはすぐにやるべきではないでしょうかという厳しい御提言もいただきました。それからまた先週の土曜日、通学合宿に参加させていただいたときに、ふだん余り接触する機会のない基山小学校区の小学生の話聞くことができました。その子からは、うちの区は高齢化が進んでいるんですよ、それから御神幸祭に参加する子供がもう本当少なくなって困っているんです、だけど基山は大好きなんで何か基山がよくなってほしいんですみたいな、子供の発言を聞きました。子供なりにやっぱり高齢化、少子化のことは真剣に考えているんだなと思って胸を打たれました。人の

話を数多く聞くこと、特にこれからの未来を託す若者、そして子供たちの意見を聞くことの重要さに気づかされた数日間でした。

今回の一般質問は、3項目通告させていただきました。

1つ目は、町議会選挙の際、訴えさせていただいた3点のうち前回質問ですることのできなかった認知症の件につき、その対策はどうなっているのかを中心に取り上げました。認知症の人たちに優しいまちづくりは、みんなに優しいまちづくりだという僕の考え方です。

2つ目は、待ったなしの公共施設をどうするかについてです。

町は公共施設等総合管理計画を27年度中に策定すべく動きを加速していると推察し、どうなっているのか管理計画ということで質問させていただきます。

3番目は、本年のけやき台祭りの開催に当たって実行委員の方から小学校施設の使用について、おやと思うことがあり、小学校施設の町民の使用について確認する必要もありとの考えから、小学校施設とは町民にとって何であろうかという観点に立って質問させていただくことにいたしました。

今回も町民としての目線を大切に、基山町を元気な活気あふれる町にするために精一杯質問させていただきますので、よろしくおつき合いのほどお願いいたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず、1項目めです。認知症の対策はどうするのか。

(1) サポーター養成講座の開催状況及びサポーターの人員についての現状をお示ください。

2番目、7区で今月の26日に徘徊訓練が実施されると聞いておりますが、その訓練の実施以降の展開をどう考えておられるのでしょうか。その辺の考えをお聞かせください。

3番目です。3月の質問の新オレンジプランの質問のときに学校教育での認知に対する理解の推進のため何か手を打つというような発言を行っていましたが、それについて何か具体的な手は打っておられるのでしょうか。

4番目です。民間の介護施設の連携は図られているのでしょうか。私は地域包括ケア会議に時間があれば参加させていただく中で、やはり施設の方々から町のやっていることがよく見えない、だからいろいろ御相談事をその施設の方から受けても十分に応えられないというような発言をよく聞き、耳にいたします。それなんで、実際にその介護に携わっていただけるその現場の方との連携は図られているのか非常に疑問なところもあるので、どういう手を打

っておられるのか質問させていただきます。

5番目、前回町長に仮称の認知症対策協議会の呼びかけを行ってほしい旨の発言をしたときに、町長はぜひ基山町のほうから発信したいという御答弁をいただきました。その後の経過はどうなっているのでしょうかお答えください。

2項目めです。

公共施設等総合管理計画はということで、主に進捗状況はどうなっているのかをお示ください。

2番目です。平成27年度中の取りまとめに向けての工程は、どのようになってする予定なのか。

それから、今後検討・策定を進める上で、町としては最重要課題で取り組まなきゃならない事項はどう考えているのかについてお答えください。

3項目めです。小学校施設の町民の使用についてです。

使用する上での基準、町として守ってほしいことは何か。教室、体育館、グラウンド、その他の施設について何か基準等があればお答えください。

2番目です。町民が使用した上で今まで何か問題になった事例があれば、どのような事例があったのかお示ください。

以上で1回目の質問を終わります。簡潔な明快なる御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

河野保久議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの認知症対策はどうなっているかということで、（1）サポーター養成講座の開催状況及びサポーターの人員についての現状を示せということでございます。

認知症サポーター養成講座につきましては、平成27年度の実績として平成27年8月末現在5回開催し、101名の方に受講をいただいております。これまでの受講者の合計は1,441名となっております。

（2）徘徊訓練の7区での実施以降の展開をどう考えているかということでございます。

認知症声かけ訓練を9月26日に第7区管内で実施する計画でありますので、その実施後は検証を行い、効果を取りまとめて今後の認知症徘徊者対策として活用していきたいと考えて

おります。

(3) は教育学習課のほうからお願いいたします。

(4) 民間の介護施設との連携は図られているかということですが、認知症サポーター養成講座で講師の資格を持つキャラバンメイトの方が町内外の介護施設、病院にいらっしゃいますので、月1回のペースでキャラバンメイト連絡会を開催しております。また、地域包括支援センターが開催します地域ケア会議で、認知症高齢者等の情報交換を行っており、介護施設等との連携は図られていると思っております。

(5) 仮称認知症対策協議会の近隣市町への呼びかけはどうなっているかということですが、認知症の方の徘徊対策につきましては近隣市との連携は必要だと思いますので、筑紫野市で開催されている認知症徘徊者捜索パトロール模擬訓練に担当職員が参加しております。また、認知症関係会議の際、筑紫野市の模擬訓練関係者を講師として招き、連携のための関係づくりを行っている状況であります。今回、本町も認知症声かけ訓練を実施いたしますので、検証後結果を取りまとめた上、鳥栖市、小郡市に連携の呼びかけを行っていきたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画についてということで、(1) 管理計画策定の進捗状況を示せということでございます。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成27年4月15日に契約を行い事業を進めているところでございます。現在、公共施設等の実態を把握することから取り組んでいるところでございます。委託業者による施設の現地調査が8月で完了し、その結果をまとめているところでございます。

(2) 平成27年度中の取りまとめに向けての工程はどのようにする予定かということですが、分析資料がまとまった段階から、公共施設等の総合的かつ基本的な方針や施設ごとの方向性の検討を進め、今年度中に計画を策定する予定でございます。

(3) 今後、検討・策定を進める上で、最重要課題をどう考えているかというお尋ねです。最重要課題は、施設の更新や長寿命化に必要な莫大な費用や、個々の施設の事情をどのような形で反映させていくかであると考えております。

3項目めは、教育学習のほうからお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの（3）と3項目めについて、教育委員会のほうからお答えをいたしてまいります。

1項目めの認知症対策はどうなっているかということで、（3）の学校教育での認知症に対する理解の推進のために何か手を打っているかということですが、現在のところ特に児童・生徒に対して認知症に特化した指導は行っておりませんが、校長や教頭等管理職に対しては県が認知症サポーター等に関する研修を行っております。

3項目めでございます。小学校施設の町民の使用についてということで、（1）使用する上での基準、守ってほしいことは何かということで、ア、教室、イ、体育館、ウ、グラウンド、エ、その他ということですが。ア、教室、イ、体育館、ウ、グラウンド、エ、その他については、関連しておりますので一括してお答えさせていただきます。

学校施設の解放につきましては、基山町立小学校及び中学校の施設の解放に関する規則に基づき開放しており、開放しておりますのは屋内運動場及び校庭でございます。利用上の禁止事項は規則に5項目定めており、この内容を遵守の上、利用していただきたいと考えております。

（2）使用上で問題になった事例があれば示せということですが、使用後の後片づけの不備や軽微な器物破損等がございました。

以上お答えといたします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、まず認知症のことからお尋ねいたします。認知症については、平成25年の6月に質問をさせていただいてから6回目になります。少しは変わってきたのかな、ただここで歩みをとめてはいけないなという思いから質問させていただきますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず認識として、この新オレンジプランの前にオレンジプランができていたわけですがけれども、平成25年当時ですね。その前とそのオレンジプランと比べると、以前の対策というのはもうあくまでも事後の対策であったのが、オレンジプランというのは事前に手を打ちましょうよという基本的な考え。それで今度の新オレンジプランは、それプラス、そこにはもう

本人の意思も何も家族のこともなかったのが本人のことも尊重して、周りも尊重してみんなで取り組んでいきましょうよっていうのを強く打ち出したものだと私は解釈しておりますが、町のほうは見解はどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

今議員がおっしゃいましたように、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けてというようなことで厚労省が出しております概要ですね、その中にやはり議員おっしゃいますようにこれからは認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要であるということがうたわれておりますので、その点が新オレンジプランとして変わったところだというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

私の見解と一緒にということで判断して話を進めていってよろしいでしょうか。じゃあそういうことを前提に話を進めさせていただきます。

それです、認知症のサポーターのことで、これは非常に前課長から引き継いで健康福祉課のほうで一生懸命まめにやっていたいております。まず、細かいところからちょっと質問させてください。以前の、今のまちづくり課長は、まず庁舎内職員全員受講することを目的とするということでありましたが、庁舎内の方はみんな受けられたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

相当な啓発を行いまして、職員に周知しながらこの認知症サポーター養成講座は受けておるといふふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、今ぱっと見渡したところオレンジリングをつけている方が約6名、7名おられる

のでほっとしているところです。やっぱり、僕は先日ちょっと娘が結婚するんでベッドを見にある工場に行ったら、その職員がつけているんです。よく気がつかれましたねって言うから、ここの会社の方はみんなつけているんですかという質問をしたら、少なくとも営業の人間はそういう方に接するんだからきちんとつけているんなことに対処しなさいということで、もう会社のあれでつけていると。非常に徹底されていて、ああこういう会社はいい会社だなというふうに思いました。なので、少なくとも特に1階とか町民の方がこまめに来られるところの方は、そのぐらいの職員は配慮をさせていただいていいんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

養成講座を受講いたしましても、議員おっしゃいますようなこのリング、それを身につけていない職員もおるかもしれませんので、おっしゃりますようにそれをはっきり受講したんだというような意思表示のために、それはやはり身につけていくべきだろうというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひ、それがやっぱり町民から見ても一番、ああこの町真剣に取り組んでいるんだねって、一番目でわかる場所ですし、本当に真剣になって考えてくれているんだねってわかる場所なので、ぜひ徹底してやっていただくことを望みます。しないからどうこうということではないんですけれども、お互いに気持ちいいじゃないですか。町民の方たちも、そういう町内に住んでいてよかったねと、きっと僕は思います。僕が来たら、僕だったらそう思います。なのでひとつその辺の徹底はよろしくお願いします。

それから、その3月の質問のときに、目標でいったらその新オレンジプランでの目標は1,750人が倍増のあれから言うと一応目標とするけれども、それはあと150、150人ぐらいで足りるんで、そのプラスアルファを目指していきますという当時の課長の御答弁をいただきましたが、その辺の考え方についても課長かわられてもお変わりないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

やはり認知症の方に対する認識を深めていくためには、やはり養成講座を受講していくことですので、当初の計画それを変更するつもりはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから3月の質問のときに、今回の認知症の新オレンジプランの中では、何ていうんですか一度受けた方のいわゆる再講習というんですか、一段上に行っていただくためのこの意味合いも含めて、再講座みたいなのもやってくださいと書いてあって、町の方としては平成27年度中にやるよという御回答を僕はいただいた記憶がございます。その辺については、何か取り組んでいることはございますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

町長の答弁にもございましたように、キャラバンメイトの連絡会議を月に1回開催いたしております。その中で、やはりその方たちの中で認知症のサポーター養成講座を受講した方に、今度は認知症サポーターのフォローアップ講座を実施したいというようなことで、今度は1回は実施したいというような計画を持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

私も受講させていただいて、でも時がたつにつれてだんだん人間のあれって記憶が薄れてくるし、やっぱり意識向上のためにはそういうこともやっているよ、ある意味で普通のと言っては言い方変ですけども、今までやっていた養成講座は裾野を広げるということだと僕は思っているんです。それでこれをやるということは、それを少しレベルアップした人たちが少しずつでもふやしていこうという意図が僕はあるんだと思うんです。なのでこれは並行して、年1回と言わず2回、3回とやっていただくぐらいのことは考えていただきたいと思うんですけども、その辺のお約束はいただけますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

先ほど申しあげましたように、フォローアップの内容といたしましても基山町の現状と認知症の講話、それから認知症の人への接し方、施設見学、社会資源といったことの目標も立ててそのような計画をされておりますので、あとやはりそれをもう1回やってみて、そしてその中でやはりまた何でも検証しながらそういうことが多分必要だと思いますけれども、回数を重ねて1回受講した方のフォローアップを行っていくことは大事なことだというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、徘徊訓練のところは後でまとめて質問させていただくことにして、教育長にお尋ねします。前回のときには、これはどっちで仕掛けていただいたんだかどうかわからないですけれども、放課後教室の生徒について夏休みにやったというような実績を聞いているんです。まずそのようなところでいろいろやる手段はあると思うんですけれども、まずそんなところからでも手をつけて、せっかく校長さんや先生が受けているなら、それをやっぱり子供にこういうことだよと話すことも僕は立派な教育だと思うので、そのような場ぐらいは設けていただけないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、今年度については特化した活動というのはやっておりますが、特に小学校4年生が福祉の体験をするんです、社協と連携をして。そういう中で、そういうことが入れることができないのかということであったり、あるいは中学生が寿楽園のほうに慰問に行ったりしております。そういう中で、恐らくそういう方と触れ合うということもあると思いますので、そういうことを起点として子供たちに何ができるかというような学校のほうとちょっと協議して考えていってみたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

まず、完璧を求めちゃうとなかなかスタートできないんで、まず何らかの形でも現場でそういう話をさせていただいて、一人でも二人でもその子供たちにそういう輪を広げていっていただくというところから始まったら、その子たちが町民なり強いて言えば基山から出ていってほしくはないんですけども、不幸にも出て行っても日本中が明るくなるということは決して基山にとってもマイナスではないと思うので、そういうようなことを総合的な見地から学校としても取り組んでいただくように教育長のほうからもよろしく先生、校長を初め先生方に御指導のほどよろしく願いいたします。

それから、認知症の声かけ訓練を9月26日にいよいよ、当初は何か8月だったのが8月は暑いから9月に延期したという話は区長さんからお伺いしているんですが、これに向けて本当に7区だけの事業で終わらせていいのかっていう僕は思いがあるんです。せっかく地元の7区でこんないい呼びかけとか、あれがあるので少なくとも区長さん、それから民生員さんぐらいのことには特には案内を出して、できたらごらんになりませんかということがあってもいいのかなって思っているんですけども、その辺のまず呼びかけ等は特に行っているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

まず区長さん方には今度の区長会のおきにお話をするようにいたしておりますし、明日が民協がございまして、その折にもこういった訓練をやるということはお話をしたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

今認知症のことというのは、余り表立っては出てこないですけども、やはり世間の関心事であって、先日議員視察の件で大牟田にも行きたいなと思って大牟田に問い合わせたところ、11月なんですけれどもという問い合わせにもかかわらず年内もう視察でいっぱいですと言うぐらいやっぱりみんなの関心は深いことなんです、認知症のことどうしたらいいのかなっ

て。そういうことをやっているのが基山にやっとスタートしたんだけど、自分の地元にあるんだから少なくとも一人じゃこれできないことなんですよね。だからそのリーダーとなるべき区長さん、それから自治会長さん、民生委員の方々、そのほか考えられる方がいたらぜひ御案内していただいて、自分の目で見たい。できれば僕はその後の展開はどうなんでしょうかって考えているのは、まず7区であつたら次は基山の区で1つずつ順番にやっていただいて、まず基山で全体のことができないかな。それでそれができて初めて今度はそれこそ、この辺で言えばもう1つそこ超えたら筑紫野市ですよ、小郡市です、その辺との連携しての訓練まで持って行くような道筋をつけての展開は考えておられないのかなということでお伺いしたんですが、その辺の展開についてはどうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

9月26日に第1回目の声かけ、認知症の訓練、それをおっしゃいますようにやってみますので、まずはそれを実施したことによりましてどういう問題点といたしますか検証、それからいろいろなスタッフの問題等もございますので、そのあたりをもう少しうちのほうの課で取りまとめて、そしてまた次の例えばけやき台ならけやき台の区、そのあたりでも行うというようなことは当然考えておりますけれども、まずは実施をいたしましてその検証、それをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

もう既にその辺のお考えはあるということで判断してもよろしいでしょうか。慶応大学生の提言じゃないですが、そう思っているならすぐやりましょう。それが大切なことだと思います。思っていないなら検討から始めないかなでしようけれども、既にそういうお考えがあるならもう今すぐにでも何らかの手を打つべきと僕は考えております。それが一歩前に進むことなのかなっていうふうに考えますので、ぜひ課長も御多忙の中、それはもう重々わかっておりますけれどもひとつ前向きなほうで取り組んでいただければなと思います。よろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

そのスケジュールといいますか、それは基山町のほうで今後もその訓練は行っていくという考えはありますけれども、まずはやはり何度も申しますけれども検証を行って、そしてまたその訓練をやるからにはもっとステップアップしたような訓練を行っていかねばなりませんので、そのあたりはまた各区長さん方そういったところの御協力が必要だというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひよろしく申し上げます。

それからこれ町長にお伺いします。呼びかけは行っているんでしょうかというのが、お答えが呼びかけをしているんだかしていないんだかよくわからないようなところで、端的にまず、ほかの近隣市町さんとそういう話をされてこういうこと考えませんかというような話はされているんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございませんけれども、呼びかけまではいたしておりません、実際。でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

町長である間にぜひひとつよろしく願いいたします。最後の仕事だと思って頑張って基山町から発信してください。お願いいたします。

それから、ここにいみじくも筑紫野市との話が出て、この話は僕もあるところからいろいろ聞いて、筑紫野市もこの近隣では非常に熱心に進められているんです、かなり広いところで。たまたま清掃組合の議員の議会があつて、その後懇親会があつたときに、たまたま筑紫野市の議会の方と話すことができたなら、その方がたまたまその徘徊パトロールの担当をやっ

ておられて、地区の役員をやっていますね。うちでもあそこは青パトで回る、範囲が広いので歩くだけじゃもうとっても追いつかないから、もう御存じかもしれませんが青パトを使つての徘徊訓練もやっているからぜひ基山町さんもよかったですらこっちに来られて見られてもどうですし、基山町さんで何かやる企画があったら相互をまたいでそのようなことも考えられると思うので、ぜひ話をくださいというようなありがたいお話もいただいております。非常に筑紫野市はそういう意味では、去年も大牟田のその徘徊訓練に行ったときにも筑紫野市の職員さん10名ぐらい来られていたのかな、議員さんはおられたかどうかわからないんですけども、なので非常にこの近隣の中では一生懸命取り組んでおられるなって僕は目に映っております。なので、もうそんな遠い区じゃないですから、すぐ隣ですからぜひその辺は前向きにせつかくこういう会議をやっているんだから、もうちょっと一歩広めていただいて、何かこっちに来るときにもいろいろ御指導をいただいたり、当然考えておられると思いますけれども、こっちからもそれこそ区長さんなり何なりにこういうことをやっているんだよというのを見ていってもらおうとか、そういうようなことも考えてもいいんじゃないかなと思いますけれども、そのようなことはお考えになっていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

今一番これの模擬訓練の中で交流を深めておりますのは筑紫野市と深めておりますし、今度9月26日のことに関しましても御紹介をかけておりますので、その地区の方といたしますかその方たちもかなりの職員が面識を深めておりますので、そういった連携は今後とも深めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひ職員だけじゃできないことなので、そういうあれを通じていわゆるその社協の方たちとのあれもあるでしょうし、それから民生委員の方々もあるでしょうし、そういう方たち少しでも輪を広げていくことがこういう事業を成功させ、まして認知症の方なんて一人でやろうたって何もできません。一人の100の力よりも一つでいいから100人の力が必要な事業だと僕は思っています。小さい力の積み重ねが必要な事業だと思っておりますので、ぜひ御検討

ください。前回僕も余り焦らないで地につけてじっくりやってくださいねとは言いつつも、やっぱり立ちどまることはできない、だと思っんです。せっかく1年、2年かけてサポーター講座から始まりステップアップしているんで、この流れだけは絶対とめないんでほしいんです。そうしていることがやっぱり少しずつアップにつながると思いますし、僕の理想は基山で認知症に仮に自分になっても、基山から離れないで基山で自分の一生を終わりたいというのが僕の理想ですので、ぜひそのような町にするということは、やっぱりみんなが力を合わせて優しい町じゃないと僕はできないと思っんで、そういうまちづくりに向けて健康福祉課を含めて町一体となってそういうムード盛り上げに尽くしていただければなと思っんですので、その辺でよろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の公共施設の管理計画についてです。

これが平成26年の9月にたしか建物に限定でしたけれども僕質問した覚えがあるんですけども、そのときに平成26年の9月当時ですから、今にして思うと平成26年の4月から既に策定管理チームをつくっていろいろ洗い出しもやっていますよというような御答弁を受けた覚えがあります。それと今回の策定総合管理計画というのはそのステップアップの意味のものだと思っんですけれども、その前段としてのその策定チームの会議の中で何か合意に至ったものとか、こんなような方向性で行ったらどうかなとか、何かそのお話できる範囲の経過報告ができるようなことがあれば、まずそこから御報告いただけないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この総合管理計画の策定のチーム会議についての御質問ですけれども、委託の前に2回ほど策定会議を行っております。御質問いただいたのは平成26年の9月議会でしたけれども、策定会議を実施をしておりますのが4月と5月の末に2回を実施をして現状の把握とか、これからどうすべきかということ協議しまして、結果的に委託をしてある程度の支援を専門の業者で受けていこうということになりまして、平成26年の9月議会に債務負担行為をお願いをし、平成27年になりまして業者と契約したということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

わかりました。それでことしの8月であらかたの洗い出しっていうんですか、業者さんの洗い出しは終了したって、これからいわゆる具体的な作業に入るという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃいますとおり、建物の一個一個を現地調査をしまして、それが8月末で終わっておりますので、それを一個一個にまとめましてその一つ一つ建物にカルテをつくりますので、それをある程度まとまりましたらそれを業者のほうから提供いただいて、また策定会議で練っていくという段取りになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

これに予算にたしか750万円ぐらいかかっていたですよ、たしかね、課長ね。かなりお金かけてやって、必要なことならしやうがないんですけれども。ただ、僕が危惧するのはやはり主導は町でなければならない、あくまでも業者はお手伝いでなければならない。だからやはり町として少なくともここに座っておられる管理職の方々は町の幹部ですから、やっぱり一丸となって検討していつてもらわなきゃいけないと思うんですけれども、その辺の体制づくりというのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今お話をしています策定会議のメンバーといいますのが、施設を所管する係長を中心とした会議でございます。それに私と課長に副町長をお願いをいたしておりますけれども、それである程度形ができましたら町の調整会議なり課長会議なりでまたそれを練っていくということを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ確認ですけれども、久保山議員がいつだったかな、12月かな去年の、やはり公共施設の管理計画について質問なされたときに、平成27年度中に策定終了であくまでも10年間でどうするかという検討を行いますという御答弁だったと思うんですけれども、その辺はそういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

河野議員の御質問のときには、長くかかるようなことをお答えをしておりました。それで次に何か月かたっての久保山議員のときには、平成27年度中の策定を目指すということでお答えをしております。その間、予算等につきましては2年分の予算をお願いをしておりますけれども、その間スピード感を持ってやれというふうなお叱りもいただきましたので、極力急ぎまして平成27年度中の策定を目指すということで契約につきましても1年間の契約をして作業を進めるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕の時も平成27年度中って言いましたよ、課長。国は平成28年度って言っているけれども、やっぱり一歩でも早くやらなきゃいけないから平成27年度中というのは、僕はそれだけは覚えています。鮮明に。なので、それより早くやっていただくんだからそれに越したことはないし。もう一つは、進め方のことで御答弁の中で施設の総合的かつ基本的な方針と施設ごとの方向性の検討を進め、それでそれから取りまとめに入りますよってということを言われています。平成27年度中ということを見ると、もう残されたのは半分たちますのであと6カ月ということですよ。なのでこの検討をいつまでに終わらせて、いつから取りまとめに入るというお考えで進んでいるのでしょうか。それともう一つ、その基本的な方針と施設ごとの方向性の検討というのは並行してやるのでしょうか、それとも別個にやるのでしょうか。その辺の2つについてお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

めどとしましては、1月の末ぐらいまでにある程度の形にして、2月ぐらいに概要分を出せばというふうに考えています。それと、並行してと言ったほうが一番当たっているんじゃないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ確認したいことです。これは、無論いろいろ国のあれもいろいろなものも当然予算措置もあって、これからの施設の改修というのは行われるんでしょうけれども、どのぐらいのパーセンテージになるか知らんけれども、やはり町税も突っ込んでいかなきゃいけないということだろうと思うんです。ということは、町税を使うということは住民の負託を受けて、その金を使って施設の改修を行うということであるので、その辺の町民の意思というものというか、すり合わせなりお互いの納得性も必要なことなんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺について何かお考えになっていることはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まちづくり条例に言う計画という判断をした場合には、パブリックコメントとか意見交換会とかが必要なのかもしれませんが、当初はそれも必要かなというふうに思っていました。ずっと進めていくうちに、果たしてそれにその意見がかみ合うのかな、どうかなというのもありまして結論的なものはまだ出し切っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

確かに100人いたら、私はこの施設が先よ、この施設が先よ、それこそ下水より先にやってくれよという人もいるかもしれませんが、それはもう千差万別になるのはあれですけども、不満な中にもやっぱりコンセンサスというのはやっぱり何らかの形で町民の方にとっていくという作業は必要だと思うので、何か方法を考えていただければなど、僕も考えてみます。それでいただければなと思います。

それから、もう一つ確認したいことが。この公共施設の今度の管理計画をつくる上での基

本的な考え方、例えばどういうことは譲れないよというようなもの、例えば僕はいつもこれからの予算というのは子供のことと、それからお年寄りのことはたとえ収入が減っても落としちゃいけないよという、僕は基本的な考え方を持っています。なのでそのような、例えばこういう施設については基本的に考えたいというような、そういうような基本理念というかそういうものはお持ちなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

専門家から見ました優先順位というのもありましょし、その建物劣化ぐあいとかありましょし、町が考えた個々の施設の事情もありますので一概にどちらというふうには言えないと思いますけれども、ある程度の優先順位はつけていきたいというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

希望を言わせていただければ、僕は子供関連のところからどの施設とは言いませんけれどもやっていただけたらありがたいなというふうに思っていますので、参考にとどめておいてください。

それから、途中でも言いましたけれども、くれぐれも業者任せにするんじゃなくて、やはり町の責任でやることですので、町が主体となって庁舎内一丸となって計画を取りまとめるという方向で進んでいただきたいと思います。その辺、小森町長そういう方向でやっていただけるとお約束していただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

以前からこの公共施設の管理というような話が出ておりまして、今それを進めておるということはもう私も知っております。そして何を基本理念とするかというようなことでございますけれども、もっとこうおかしな話になるかもわかりませんが、今はやっぱり定常型経済・社会というのは要するにこれまでみたいに成長発展ばかりじゃないよというような、そういう社会だと思います。そしてそれに合ったやっぱり管理計画、この辺が必要だと

思います。その辺のところは東洋大学の根本祐二先生ですか、あの辺が非常に繰り返しそういうことを今言われております。いわゆる長寿命化、そしてどの程度、どういう方法でその改修するのかというようなこと、まずその辺だと思います。そしてそれから先にやはり子供を優先させるのか、お年寄りなのかというようなそういう話になろうかと思います。確かに私も福祉とか教育とか言っておりますので、その辺のところはやっぱりできるだけ優先順位を高めてやっていくべきだろうというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから町長に一つ、町長は先日その学生の話で少子化の話をして、我が意を得たりみたいな話をなさっていましたけれども、学生の言っていることは僕は素晴らしいと思うのは、減ること自体だけが問題でなくどういうことを考えなきゃいけないかということを彼らは言いたいんですよね。要は単純に数の問題だけじゃないんですよって、中身がどうなっているのかを一つ一つ分析して、それで行政と町民とが距離を縮めて基山の強さを生かしていってくださいねっていう僕は話だったと思うんで、それはふえたにこしたことはないんで、あれが町長の我が意じゃない、僕は学生の言っているのはそればかりじゃないなという思いがありますので、いいですその辺はもう個人的な判断の違いですから、あえていいです。では、ぜひ公共事業というのはやっぱりどこの市町村でもそうでしょうし、もうこれからかなり町政、市政を進めていく上では大きな問題、財政面も含めて大きな問題でありますけれども、町の姿勢を示す上でも重要な事業だと僕は思っていますので、ぜひ全庁挙げて取り組んでいただければなということをお願いしておきます。

それでは、3番目の質問に入ります。

これについては、まずちょっと僕はこの中でその管理規則があるということすら知らなかったんで、ごめんなさい。その辺のところから、よく読んだら出てきました。利用を認めないものとするという事項で、特定の政党の政治活動、それから宗教活動、それから営利を目的とする活動、それから公の秩序・善良の風俗に反するおそれがあると認められる事項、その他管理上の支障があると認められる理由があるときにはお断りしますよという禁止事項があることを初めて知りました。それで、ちょっと教育委員会にお尋ねですが、例えば今までその、例えばけやき台の祭りで僕は何回かあそこの体育館お世話になったときに、

利用申し込みをしたときに、こういうことは注意してくださいねっていうようなことを余り言われた覚え、言われていないからいい加減に使ったということじゃないですけども、なのでやはり最低限のこういうことのあれですよというのは、まず事前に来たときに説明ぐらいしておいていいんじゃないかなって思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

通常であれば、申し込みをされるときに目的等をお尋ねしますので、その目的に合った形でお申し込みをいただいて、それからここの中にはないんですけども社会教育法の中には施設の管理者、学校長の意見を聞かなければならないというふうなこともありますので、そういった内容も含めて判断をさせていただくようになります。余り事細かな禁止事項ばかり並べていきますと、なかなか難しいところあるんですけども、一定の範囲の中での禁止事項はここに挙げておりますので、基本的にはこれをお守りくださいと。あとはもう一般的な場所場所をお考えの上で御使用くださいということでのお願いはさせていただいているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、どういうことを想定してこういう文書を入れているのかわからないけれども、公の秩序または善良の風俗に反するおそれが認められるときっていうのは、例えばどういうことなんでしょうか。それから、管理上の支障があると認められるときというとても非常に個人差があって、ある意味で言えば貸したくないところにはこれにみんな当てはめちゃってというようなことも、悪く、悪用しようとする場合はできるような状況だと思うので、この辺は例えばどういうことが想定できると教育委員会としてはお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

公の秩序または善良の風俗という形ですので、やはりそこで特定の、皆さん方に対して不快な思いをさせるような行為をそこで集団的にされるとか、そういったことを特定しており

まして、ちょっとこれというのはちょっと今のところ申し上げられないんですけども、基本的にはそういったやはり皆さんが不快に思われるような、例えば集团的、例えば音が物すごく響くような集会をやるのかそういったことですよね。そういったことでの判断になるかと思えますし、管理上といいますのはやはり学校側は教育委員会の管理ですし、それぞれの学校は校長が施設を管理しておりますので、例えばその火気を使うこととか、あるいはその器物を破損するような、物が飛ぶようなものを使ってやるのか、そういったやはり施設を管理する場合に不都合があるようなことについては、そのような行為を行うような使用をされるのであればお断りをするというふうになるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、教育委員会のお考えを聞きたいんですけども、これは教育施設であり町の施設であるとともに、地域にとっての重要なコミュニケーションの拠点となる施設だと。特にけやき台なんかは周りに何もございませんので、特にあそこなんていうのはそういう位置づけで活用させていただく場面が多いと思うんです。そういう認識については、教育委員会もそういう認識でお考えになっているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

これにつきましては、やはり地域のコミュニティの拠点といいますのは、やはり学校教育法の中にも学校の、昨日の品川議員さんの御質問等の規模の問題と御指摘いただいた中にもやはり学校は教育の場であり、そして地域のコミュニティの拠点でもあるというのほうたわれておりますので、そういう認識は教育委員会としてもしっかり持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから手前みそで申しわけないんですけども、各地区で祭りをやっておられますよね。最近では6区も始めて、8区もあって、7区でもさくら祭りやったり、いろんな各地区でのまちおこしというところで、けやき台も数年前から4区合同でやっておられる。この祭りの意

義というのは、どういうふうに教育委員会としてというのか、町として、どちらでもいい、課長個人でもいいです、どういう意義があると思われておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

そういったお祭りによって、地域のそのコミュニティの醸成というか、皆さん方のつながりがより深まるというふうには考えております。ですので、ちょっと先ほどからありましたように、やはり地域の施設をそういった場に使っていただく分については、やはり結構かと思いますので、ここの学校施設につきましても、ここにありますような例えばそのスポーツであつたりとか、文化的な部分とか、それぞれの部分で地域のそのつながりとかコミュニティの醸成とかそういった場合にはもうお使う部分には積極的に開放していきたいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、もう一つ現状をちょっと把握したいんで教えていただきたいんですが、学校の施設をいわゆる今目立つのはスポーツクラブというか、地区のママさんバレーであり何だりがあり、それから地区のスポーツクラブ、少年スポーツクラブが使っているのが大半だと思うんですけども、町民独自の行事で何か使っておられるその頻度ってどんなものなんでしょう。具体的にこんなことをやっているよというようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

大変申しわけございません。私まだ4月からでこちら来てから。具体的にというのは、今の現在のところやはり少年スポーツの少年野球でありましたり、あるいはミニバレーボールであつたり、体育館のジュニアバレーボールであつたりとか、そういった形でありますので。ただ目的がここの規則に反していない限りはきちっとした団体でお申し込みいただければ、地域の例えばその自分たちでサークルをやってちょっと野球やりたいとか、そういう場合で

もあいていればお使いいただくことは可能であるというふうに考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それからもう一つ、しつこいようですけれども確認なんです、同じように以前祭りでやっていたときには、猪ノ浦児童公園当初は使ってやっていたんです、僕の住んでいる3丁目で単独でやっていたときに。そのときに僕は全然こんな規則がある、それで公園にもあるんです、きちんと。それでそれにも書いてあるんですけれども、ちょっと微妙に違うのは、こっちは例えばこれに反することでも意図があれば認めますよみたいなことはないんですけれども、公園のほうはその趣旨が認められればその禁止事項に近いと判断されても町長の判断で認められるみたいなことが書いてあるんです、公園の管理条例には。看板にも一切公園はできないのは、行商、募金その他これに準ずる行為をすること、業として写真または映画を撮影すること、興行または露店営業を行うこと、それから協議会、集会、展示会、博覧会、その他これらを類する催しのために都市公園の全部または一部を独占して使用すること、それから花火、キャンプファイヤー等火気を使用することというのが禁止になっていて、どこかにただ目的を町長が意見聴取して大きく逸脱するものでないものには許可をしますよと、許可をとったらこれが範疇に入ることがあるかもしれないけれどもいいですよみたいな、ちょっとやわらかな条項があるんですけれども、こっちはちょっとそういうような見当たるものはないので、その辺のこともちょっと考えていただけないかなと思ひましてどうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

1つには、やっぱり公園とそれから学校というのはちょっと管理の部分も違いますね、あくまでもやっぱり管理は教育委員会そして教育の場というような、そういうやっぱりちょっとかためのやつ、公園のほうはそこまで言わない、そして許せるところは許そうというような、そういうスタンスだというふうに私は思っております。それからさっきちょっとありましたが、9区も小学校で運動会をやっています。大変楽しくやりますから、そういうところ。そして合併したところは、各地区でやっていたけれども今はもうそれをやっていない、もう

各地区の祭りとか何かは補助もしないし、もうやめになった。そのかわり町全体で隔年か毎年かそういうことでやっている、非常に寂しくなったというような話も聞いておりますので、各地区でそういうふうなことで学校だけじゃなくてあちこちでやられるのは結構な話だというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

言うの忘れとった。うちの地区で今回祭りやったときには、本当に役場の方にはお世話になりまして、近代まれにない人出が来ていただいて、うれしかったのはふだん見ない子供の顔が、よそから来たにしてもいいですけれども、子供がすごく今まで以上に多かったというのがすごく僕はうれしかったので、そういういわゆる場所の提供等御協力いただいたことは感謝申し上げます。ただ、その中で1つ、この規定読んでおっやおやと思ったのは、時間のところに変だなと、何か考えるならちょっと考えてというところは、校庭の使用を開放する時間が土曜日、日曜日は午前8時半から日没までって書いてあるんです。あと祝祭日、長期休業も、平日は午後5時から、これは学校の児童が使うという想定なんでしょうけれども日没まで。土曜、日曜日だとそういうように祭りで使わせていただくようなこともございます。余り日没までっていうのはあれなんで、この辺はそんなうるさく言うなよって言えばそれまでのことなんでしょうけれども、その辺は拡大解釈という判断でよろしいんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

このことに関しては、学校からも貸す前に校長の意見を聞きますのでそのときに、校長は年に1回程度でこうであればいいでしょうという弾力的な扱いをしたところでございます。ですから、例えば少年野球がナイター的に電気をつけてやるとか、そういうことについてはやってはいけないと。日没を守っていただきたいというところで、これは理解していただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

そういう判断をしていただけるとするのは非常にありがたいことです。僕は何も杓子定規に、これを遵守してがんじがらめでやるというのは、僕もさっきこの施設は学校施設でありながらある意味地区にとっては公共の施設的なコミュニティの場であるという意味合いもあるんで、その辺は余りがんじがらめにしないで柔軟に考えていただければなというのが趣旨ですので、それはそういう考え方でこのままやっていただけるということでよろしいですよ。無論校長さんの判断もございます。ただ、お願いしたいのはもし何か異動があるときには、住民さんいわゆるその開催する方たちと十分に意思疎通を図っていただいて、杓子定規にこれは規則だからだめよだけはやめていただきたいんです。こういうふうにしていただけたらできますよとか、何とか使うほうの使えるような形でのアドバイスをして極力使わせていただく、使っていただくというようなことに持って行っていただけないかなと思うんですが、その辺はお考えどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことは十分に踏まえてやっていきたいと思っておりますが、やはり今回の件も学校の意向といたしますか、基山、若基小だけに限らないんですよね。ですから、3校の校長集まったところで意見を聞いてみましたら、やはり3校の校長全く同じ意見を持っておりまして、そういうことでお願いしたわけでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひですね、何でそういうお願いをしたかという、僕が一番恐れるところはやはり特にけやき台というのは新しいいろんな、けやき台だけじゃないですけども、いろんな地区から集まっているところなんです。なぜあそこで始まったかという、やっぱり地域のいわゆる顔つなぎ、それからそれがだんだん大きくなってきて、やっぱり子供にふるさとがない。だから僕はいみじくも、けやき台では子供たちに何とかしてふるさとをつくってあげたいなという思いがあるんです。なので、ああいう行事をやっているんで、それをもう規則だけというだけで潰すようなことだけは、ちょっとしていただきたくないなと。それだけなんです。その一念だけです。なのでやっぱり公共施設ですし、学校の施設だということは住民の

方たちも十分わかっているんで、その辺は良識持って使っていると思いますし、逆に言うと僕らが使わせていることでもし不備なことがあったら遠慮なく言っていただいて、こういうことだったら貸せないよというぐらいの話をさせていただいて、ただ末永くそういうような、特にけやき台なんかの場合であそこを取られちゃったら、あともうどこに持っていったらいいのかしらぐらいのところがあるので、ひとつ前向きな御配慮をお願いしたいと思います。けやき台がさっき学生の言葉借りていましたけれども、寝るだけじゃないホームタウンにしたいんですよ。ところが、寝るだけのベッドタウンにだけはしたくないんですよ。住んでいる人たちが、やっぱりみんなが交流できて、ある意味じゃ人たちの息遣いが聞こえるような町であってほしいし、そういう町がそれこそ優しい町になってくるんだろうし、その原点はやっぱりコミュニケーションづくりだと僕は思っていますし、そのためにはああいう事業も、祭りというのも非常に必要な事業なんで、ぜひその辺の判断でこれからもいわゆるやる、こういう施設の開放等についても御配慮いただければなということをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩します。

～午後 2 時06分 休憩～

～午後 2 時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。日本共産党議員団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、3項目について、小森町長並びに担当課長にお伺いをいたします。

質問の第1は、非婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用についてお尋ねをいたします。

まず、基山町の保育料についてお尋ねをいたします。

報道によりますと、若いお母さんから保育料のことで電話があり、同じ母子家庭の友人と

収入も子供の年齢も同じなのに保育料が違うのはどうしてか、おかしいのではないかというものでした。それは、寡婦（夫）控除が適用されていないかによる違いだという記事でした。保育料を決めるには、住民税額などがもとになっていて住民税額を決定する際には所得から基礎控除やその他の控除が行われます。そこには寡婦（夫）控除もあるわけです。寡婦（夫）控除とは女性の場合、夫と死別あるいは離婚後に再婚しないで親族を扶養している人や、夫の生死が不明の人で子供を扶養している場合などに受けられる控除であります。離婚、死別、生死不明などもともと配偶者がいる結婚歴のあることが前提となっております。新聞記事にある方は結婚せずにシングルマザーになった方で、この控除が受けられません。そのことが理由で、全く同じ条件で子育てをしている人と比べると保育料が高くなっていることがわかりました。厚生労働省によりますと、ひとり親家庭は2011年度調査で母子家庭が約124万世帯、父子家庭が約22万世帯、働いている母親の47.4%はパートやアルバイトなどの非正規雇用で、平均収入は母子家庭の母親や181万円と低く、中でも結婚していない非婚の母子家庭の場合はさらに低収入となっています。その上、非婚の場合は寡婦（夫）控除が受けられず、さまざまな負担が母親ひとりの方にかかっています。結婚歴のあるなしで大きな差が生まれることは全く問題だと考えております。また報道では、最高裁判所の結婚していない男女の間に生まれた子供への相続差別は違憲とするという昨年9月の判決に触れて、同様に結婚歴の有無により適否を決める寡婦（夫）控除についても制度改正を求める声が高まってきている。保育料や公営住宅の家賃は収入から所得控除などを引いた所得に応じて決まる。しかし、所得税法は未婚のひとり親を寡婦（夫）控除の対象とせず、税金に加えて保育料や家賃の負担も重い。自治体は税制改正はできないけれども、保育料などに寡婦（夫）控除をみなし適用して減額するようになったと保育料を算定する自治体がふえてきていると報道をしております。

そこで、5つほどお伺いをいたします。

まず1つ目に、ひとり親世帯に対します保育料の軽減についてどうなっておるでしょうか。

2つ目が、非婚のひとり親世帯に対する保育料の軽減について説明をしてください。

3つ目に、同じ状況で子育てしているにもかかわらず、結婚歴の有無で保育料に差が生まれていることについてどのようにお考えでしょうか。

4つ目に、その差をなくすために、寡婦（夫）控除があったものとして保育料を算定することについてどのようにお考えでしょうか。

5つ目に、寡婦（夫）控除が受けられないことで保育料の負担がふえるように寡婦（夫）控除の有無で影響を受けるものはほかにどのような事業がありますか。

質問の第2です。

障害者支援の現状と課題についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのように、障害者対策として基山町では今回障害者基本計画と障害福祉計画を策定し今年度から実施をされます。障害者福祉をめぐるまはては、平成24年6月に障害者総合支援法が障害者家族の不安の中で成立し、現在施行されています。また、障害者の人権に関しましては、障害者虐待防止法に続き障害を理由とする差別の解消を目的に障害者差別解消法が制定され、来年4月から施行されます。また、昨年2月には国会で障害のない人と同じ権利を保障する国連の障害者権利条約が批准され発効されました。そして、来年度には障害者総合支援法の見直しも予定をされているところでございます。

そのような中で、基山町の障害者支援のあり方について、8点ほど町長の御見解を求めたいと思います。

まず1つ目にお伺いをいたします。基本的なことでございますけれども、障害者とは一体何なのか、この定義についてお尋ねをいたします。

2つ目に、障害者総合支援法では障害者、これは障害児も含みますが、の範囲に新たに難病患者、発達障害者が福祉サービスの対象に追加をされ、ホームヘルプサービスや補装具、日常生活用具の給付などが利用できるようになりましたが、必要とされる人の利用が広がっていない問題が指摘をされています。基山町での利用実態はどうなんでしょうか。また町内の難病患者の人数についてもお答えください。

3つ目に、消防法改正で住宅用の火災警報器設置が義務化されましたけれども、聴覚障害者の火災警報器の設置の現状はどのようになっていますか。

4つ目に、地域生活支援事業としての外出時の移動支援がありますが、具体的にどんな事業を行っているのか、また利用料はどうなっておるのでございましょうか。

5つ目に、移動支援で障害者団体から通学・通勤のための介助や、病院での介助を求める声があります。見解を求めたいと思います。

6つ目に、基山町役場の障害者の雇用は法定雇用率基準2.3%をクリアをしておりますが、身体障害者を対象にした職員の受験要件としては何があるのでありましょうか。

7つ目に、学童保育におきますその障害児の受け入れはどのようになっていますか。

8つ目に、障害者総合福祉法の介護優先原則に基づき障害者福祉サービスを利用する障害者が65歳になった途端に、それまで使っていた障害者福祉の給付が打ち切れ、必要なサービス支給量が減らされることが介護保険優先は年齢による障害者差別として大きな問題となっています。この問題では、厚生労働省の事務連絡では65歳になった障害者が介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスが受けられない場合は障害者福祉サービスに係る介護給付費を支給するなど適切な運用を市町村に求めておりますけれども、基山町の現状についてお伺いをいたします。

最後でございます。

今、参議院で審議されております安全保障関連法案、私に言わせますと戦争法案について小森町長にお伺いをいたします。広い意味で町民の方の安全・安心という部分でも大きな課題だと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

皆さん御存じのように、国会の会期末まであと19日となりまして、参議院での強行採決まで取り沙汰されております安全保障関連法案はさまざまな問題が浮き彫りになり、国民の心配がますます大きくなってきています。先月30日には、東京では戦争法案の廃案を求め12万人の人々が国会を取り囲み、県内や全国各地でも弁護士、学者、若者、女性、宗教者などさまざまな人の行動が行われております。安保関連法案をめぐる国会審議の中では、自民党推進派を含む憲法学者や元内閣法制局長官の参考人質疑で憲法違反との意見が述べられ、圧倒的多数の憲法学者が安保法案は憲法違反と声を上げ、世論調査でも5割以上の国民がそのように答えています。また先日の報道では、元最高裁判所長官の山口 繁氏も集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と述べています。安保法案は従来あった非戦闘地域という歯どめを撤廃し、自衛隊が戦闘地域にまで行って武力行使をしている米軍への弾薬の補給や武器の輸送など兵たん支援を広げ、核兵器、毒ガス兵器、クラスター爆弾や劣化ウラン弾などの非人道兵器の輸送、そうした兵器を搭載しました戦闘準備中の戦闘機への給油も法律上できると国会で答弁がされています。また、後方支援では自衛隊が相手から攻撃されたら武器の使用をすると安倍首相は認めました。自衛隊が武器の使用をすれば相手はさらに攻撃し、まさに戦闘することになることは明らかであります。このような中で、国民の8割が政府は納得いく説明をしていないと答えている法案を、数の力で、数の暴力で強行採決することなどは憲法9条に違反するだけではなく、国民主権にも反する行為であって絶対にあってはならないと考えるものであります。法案に対しまして町民の皆さんからは、アメリカの起こす戦

争に自衛隊が参加し戦死者が出るのではないか、子や孫を戦争に行かせたくないなどの不安の声もたくさんお聞きをいたしております。私は安倍首相が戦後半世紀にわたる歴代政府の憲法解釈を180度大転換して、日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動してアメリカとともに海外での武力行使に乗り出す今回の法案は絶対に認めるわけにはまいりません。ことしは戦後70年、さきの戦争では国民の310万人が死亡、アジアでは2,000万人ものとうとい命が亡くなりました。このような犠牲は二度とあってはなりません。小森町長の政治家としての見解を求めるものであります。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの非婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除の適用についてということで、（1）ひとり親世帯に対する保育料の軽減はどうなっているのかというお尋ねです。

保育料徴収金額表の第2、第3階層の保育料に決定された場合に、ひとり親世帯に対する軽減がございます。

（2）非婚のひとり親世帯に対する保育料の軽減はどうなっているのかということです。

寡婦（夫）控除を受けられていない方もひとり親世帯に変わりはございませんので、1の回答と同様に第2、第3階層に決定された場合に軽減がございます。

（3）ひとり親世帯で結婚の有無で保育料に差が出ているが、どう考えるかということですが、保育料に差が出るというのは寡婦（夫）控除を受けられるかどうかであり、税法で定められていると認識をしております。

（4）その差をなくすために、保育料に寡婦（夫）控除のみなし適用についてということですが、保育料は国が定める利用者負担の上限額基準をもとに町が定めることになっております。寡婦（夫）控除のみなし適用については、検討課題だと考えております。

（5）寡婦（夫）控除の有無で影響を受ける事業は、ほかに何があるのかということですが、寡婦（夫）控除の有無で影響を受けるものとして公営住宅の住宅使用料がございます。

2項目めの障害者支援の現状と課題について。

（1）障害者の定義についてということは、障害者基本法第2条では、身体障害者、知的

障害者、精神障害者これは発達障害を含む、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会的生活に相当な制限を受ける状態にあるものを言うとして定義をされております。

(2) 難病患者のサービス利用状況についてということです。

難病患者につきましては、平成26年3月末現在で134名の方が認定を受けておられます。主な疾患としては、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病関連疾患等でございます。現在のところ、難病患者の方のサービス利用はありません。

(3) 聴覚障害者の火災警報器の設置につきましては、基山町重度身体障害者日常生活用具給付事業の中に火災警報器の給付がありますが、現在まで利用がなく設置状況については把握できておりません。

(4) 移動支援事業は何があるのか、利用料はどうかというお尋ねです。

移動支援事業は、屋外での移動に困難がある方の外出を支援するサービスの提供により、その方の自立支援や社会参加を促進することを目的に実施しております。利用料につきましては、身体介護を伴う場合、伴わない場合の二通りがあります。伴う場合は、30分2,000円で自己負担はその1割の200円。伴わない場合は、30分750円で自己負担はその1割の75円となっております。

(5) 移動支援で通学・通勤、病院での介助についてどうかということです。

移動支援事業のサービスの内容としては、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等との社会参加が対象でありますので、通学・通勤及び病院での介助につきましては対象としておりません。

(6) 身体障害者の役場採用受験要件についてでございます。

一般事務職員等の正規職員の受験資格につきましては、障害者の規定は設けておりません。

(7) 学童保育の障害児受け入れについて。

放課後児童クラブの入所対象児童は、基山小、若基小に通う児童となっております。障害児受け入れということでございますが、特別な配慮が必要な児童が入所を希望される場合、本児と保護者が付き添い、放課後児童クラブへ試し入所をしていただいております。現在、専門的な支援員は配置しておりませんので、その上で受け入れができるかの判断を行っております。

(8) 障害者が65歳になったら介護保険優先ということで、それまでの障害者福祉給付が

打ち切られ、必要なサービス支給量が減らされることについてということです。

介護保険法施行法第11条の適用除外を受けている方を除き、65歳になれば全ての方が介護保険の被保険者となりますので介護サービスの適用が優先されます。障害福祉サービスにつきましては、介護保険によるサービスだけでは不足する場合、その不足する部分について適用されますので障害者福祉給付が打ち切られ必要なサービス支給量が減らされることはないと考えております。

3項目め、安全保障関連法案（戦争法案）についてということです。

政治家として小森町長の見解を求めるといってございしますが、これは町議会での質問とは思えないお尋ねで私も当惑をしておりますが、あえてお答えさせていただきます。

まず、安全保障関連法案は戦争法案でしょうか、平和法案でしょうか、私は平和のための法案だと思います。また、今憲法違反とかというような話が出ておりましたけれども、これも本当に私自身どう考えていいのか、それはちょっと判断つきません。しかし、どうしたら世界そして日本の平和が守れるか、今真剣にそれを考え議論するべき時だと思います。そこで私は日本としては、やはり軍備も集団的自衛権も必要ですが、戦争は極力避けなければならないと、その歯どめをどうするか議論が必要だと思います。賛成ありき、反対ありきじゃなくて、それを国会でもわかりやすく、そして私ども国民も徹底的に検討していくことが大切だと考えます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問に移らせていただきます。

まず、非婚のひとり親家庭に対します寡婦（夫）控除の適用についてお伺いをいたします。

ひとり親世帯に対する保育料の軽減について御答弁いただきましたが、よくわかりません。具体的なその軽減内容について説明をしてください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

ひとり親世帯の軽減についてですけれども、保育料の決定をするときに第2階層、第1階

層のとき、この第1階層という場合は生活保護とか中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人を除いて、市町民税の額の区分が市町村民税が非課税世帯が第2階層に当たります。第3階層は、均等割の世帯。

（「月額保育料も入れて」の声あり）金額もですね。乳児9,000円、これは標準保育時間で回答させていただきます。1・2歳児が8,400円、3歳児が6,000円、4歳児以上が5,500円になります。これがひとり親世帯になりますと、第2階層につきましては乳児、1・2歳児、3歳児以上につきましてはゼロ円、無料ということになります。第3階層に決定いたしますと、第3の1階層ということで均等割のみの世帯、課税世帯になりますと乳児が1万4,000円、1・2歳児1万3,400円、3歳児1万1,200円、4歳児以上が1万700円。ひとり親世帯の減免が入りますと、均等割のみ課税世帯につきましては乳児が1万1,200円、1・2歳児で1万700円、3歳児以上が8,900円となります。3の2の階層になりますが、ここは所得割市町村民税がゼロ円以上から4万8,600円未満の階層になります。乳児が1万9,500円、1・2歳児1万8,500円、3歳児1万6,500円、4歳児以上が1万6,000円。このひとり親の軽減が入りますと、所得割課税世帯になりますけれども、乳児が1万5,200円、1・2歳児が1万4,800円、3歳児以上が1万3,200円ということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今御答弁いただきましたように、ひとり親家庭に対しましてはそういう随分安く軽減をされておるところでございます。それで御答弁いただきましたが、結婚しているしていないで、この保育料に差が出ていることについては、これについては仕方がないというふうな認識でございましょうか。どなたか御答弁ください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

地方税法自体が法律婚が前提で、それをもとに町民税の算定がされております。それをもとに保育料を決定しておりますので、そこは仕方がないかなとは考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そこで、今御存じだと思いますが、子供の貧困対策法の具体化の一つとして、ひとり親家庭の支援は政府を挙げて待ったなしの課題となっております。子供に食べさせるものがない、給食がなくなる夏休みの間貧困家庭の支援をしている各地の市民団体のもとに助けを求める悲痛な声が相次いだと報道をされています。先ほども申しましたけれども、非婚の母子家庭の収入は低収入で、その上寡婦（夫）控除が受けられずさまざまな負担が母親の方に重くのしかかっています。6月議会でも申しましたが、6人に1人の子供が食べ物に困ったり、健康も侵されている状況であります。これは何としても解決をしなければならないと思っています。そこで私は、基山町でできることはやはりやってほしいと、こういうふうを考えるわけでございます。寡婦（夫）控除のみなし適用については検討課題というふうな御答弁いただきましたけれども、今最高裁の判決を受けて国の税法の改正を待たずに既にみなし寡婦（夫）控除の実施が、私の調べでは全国の市町村では今年度実施予定や検討中を合わせますと、近くの福岡市を含めまして38自治体となっております。これを多いと見るのか少ないと見るのかありましよう。実施自治体は全ては市です。非婚のシングルマザーが多い少ないの問題ではないと私は思っているわけです。

そこで、保育料についてちょっと調べてみました。私の調べでは、例えば年収204万円で母と2歳児の二人の世帯の例で見ますと、寡婦（夫）控除これは26万円ですが、ある場合、保育料は無料となります。ところが寡婦（夫）控除がなければ月額1万4,800円となりますが、これは間違いありませんか。どなたかお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

間違いございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今申しましたように、本当に大変な差があるということでございます。このように保育料に婚姻歴のあるなしで大きなやはり差が生まれてきているという、この基山町でもです。これは全くやはり私は不合理というふうに思うわけでございます。税法を変えるには国の法律

を変えなければなりませんけれども、保育料は基山町の判断で寡婦（夫）控除をみなし適用することでこの負担を軽くすることができるわけです。町独自でできますこの保育料については、やはり一刻も早く寡婦（夫）控除をみなし適用し、働きながら一生懸命子育てしている非婚のお母さんの負担を少しでも軽くし、そして救っていただくように重ねてお願い申し上げましてこの質問を終わります。

次に、障害者支援の現状と課題について。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田こども課長。

○こども課長（鶴田しのぶ君）

申しわけありません。間違いありませんと答えましたが、控除の内容がちょっと言葉が足りなかったんですけれども、例えば204万円の収入でひとり親の方、寡婦（夫）控除を受けられている方はもちろんその無料になりますけれども、寡婦（夫）控除を受けていない方で204万円で収入があったとして、ほかに控除するものが何もないとすればそうなりますということで間違いありませんというお答えをしました。申しわけありません、つけ加えさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、障害者支援の現状と課題についてお伺いをいたします。

障害者とは何なのかということでお聞きをいたしました。法律に書いてあるということでございましょうが、そこでちょっとこれをいただいたんですけれども、1回ほど読ませていただきました。それで、それを見て私もはっと思ったわけですが、この中で障害者基本計画にありますこの5ページの、障害を理由とする差別の解消の推進についてという項目がございます。それについて読み上げてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

障害を理由とする差別の解消の推進ということでございます。それに関しましては、「障害者基本法の改正では、障害者の定義について、「個人の機能障害に原因があるもの」とす

る「医学モデル」から「障害（機能障害）及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」への転換が行われ、加えて社会的障壁の除去を必要とする障害者に対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消の理念を普及させるとともに、町の事務・事業の実施に当たっても、障害者及び障害者団体の意見を十分に聞きながら、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います」でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ありがとうございました。あえて読んでいただきました。というのも、やはり私自身のこの認識の浅さ、これを非常に感じたところでございます。そういう意味で重ねてお聞きをいたしました。

次に、障害者支援法では障害者の範囲にさっき申しましたように、難病患者の方に対するサービスが追加をされたわけでございます。それで答弁では、基山町では134名の方が認定を受けられているというふうなことでございますけれども、そのサービスの利用が難病患者の方はないということなんですけれども、これについてどういうことなのかなど。その背景に、このサービス内容のその周知の不徹底もあるんじゃないかということもちょっと指摘もされているところであります。それを含めまして、どうしてそうなのかわかる範囲で説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

難病患者という方は、やはり医療的な助成ということが主でございますので、例えばその方が身体障害者、そういうことになれば身体障害者のサービスは受けられます。しかし、ここでおっしゃっております難病患者の方、その方独自のサービスを受けていらっしゃる方は本町にはいらっしゃらないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、さまざまなサービスというかがあるわけですが、先ほど言いましたようにそのサービスの内容を知らせる、知ってもらうということについてはどのようにされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

この難病患者のデータというのを調べましたら、これは鳥栖の保健福祉事務所、県が管理いたしておりまして、実際的に難病患者のリストは基山町にはございません。なのでその方が難病患者といいますか、しかし先ほど申しましたように、その方が身体障害者の手帳というのはどこかにあれば手帳を受けられますね。その点のところですね。だから、難病患者としてのサービスは受けられていないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

その周知に関連して、ちょっと私疑問に思っていたのが、基山町のこの障害者福祉計画をつくるに当たりまして、アンケートがとられておりますよね。これですけれども、このアンケートの中で難病者がその調査の対象から外されているという。さっき名簿は基山町にないのでというふうな言い方ですけれども、少なくとも134名はいらっしゃるということで数はつかんでいるわけですが。ということ、そうしますと具体的なやはり計画に当たっては、この実態把握についてはどうされているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

障害者基本計画を立てるときには、議員おっしゃいますようにいろいろな方々からアンケートをとっておるのは事実でございますけれども、ただその方の中に難病患者ということに特定してアンケートをとっておるということにはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私は、やはり総合支援法で新たに加えられたわけですので、少なくともやはり難病患者の方からもやはりとる必要があったのではないかというふうに思うわけです。だからそういう意味で、どうして難病患者を外して、難病患者の方々に対するサービスの提供ですね、これができるのかなと、計画ができるのかなと。どうも見てみますと、その計画は私がこれ1回しか読んでいませんので、ないようです。ないような感じがするんです。それでいいのかなというふうに思っておりますので、いやそういうふうになっているんですよと言われればそれまでですが、どうも難病患者をこれ外しているという計画についてちょっと納得がいかないわけですけれども、その辺について。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

議員がおっしゃっております障害者の、難病患者ですね、その方が福祉サービスを受けられるとなったのはことしの7月1日からでございますので、そのときの時間的なタイムラグというのはあります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そうですか、最近からということ。ぜひ今後については、やはり難病患者の方からも声を聞くということが非常に大事だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、火災警報器の件でございますけれども、基山町の聴覚平衡機能の障害者は47人ということで、これに書いてあります。火災警報器のこの給付事業があると、私それ知らなかったので質問したわけですけれども。しかし利用がないということです。それはどういうことなんでしょうか。いや相談がゼロなんですよと、この補助の要件に当てはまらないんですよということなのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

聴覚障害者の火災警報器の助成につきましては、基山町重度身体障害者日常生活用具給付実施要綱の中に、そのメニューの中には入っております。それで1万5,500円といたしますか、その助成をできることは確かでございますけれども、その把握ができていないといたしますのは、その申請といたしますか、そのことが過去にあっておりませんので、その実績、それがわからないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

申請がない、相談がないということなんでしょうけれども、ちょっと私がなぜこれにちょっとこだわったのかというと、聴覚障害者の方については今家庭にある火災警報器、聞こえないわけです。だから特殊な警報器、これを見ますと音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせる特殊な警報器だというふうになっているわけですが、そういう非常に聴覚障害者にとっては本当に命を左右するようなものだというふうに特に感じましたので、そういう意味では相談がない、申請がない。それは申請がなければというふうになりましようけれども。やはりどのような形でも、やはりこれはせつかくあるわけだから、それはそうということじゃないんですけれども、その推進のための設置状況のその実態調査ですね、いやほかのところつけられていたとか、いろいろあると思いますが、そこの辺やはり調べるといこう。それからこういうのもあるということ、やはり積極的に知らせていくという。これが非常に大事ではないのかなというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

聴覚障害者の方の名簿といたしますか、そういったものは町が所有しておりますので、議員おっしゃりますようなそういった用具の給付の補助といたしますか、そういったものがあるということは機会を捉えてその方たちにPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、地域生活支援事業についての移動支援についてお伺いをいたします。

通学・通勤、病院での介助については事業の対象としていないというふうな答弁でございます。しかし、非常に障害者団体の方は要望が強いものがあります。私はこれもやはり生活上必要不可欠なサービスだというふうに考えているわけです。そこで、このアンケートです。基山町の障害児の福祉に関するアンケートのこの17ページを見てみますと、日常生活をより安心して快適なものとするために必要な支援やサービスの項で、通学・通所・通勤等の定期的な外出支援を求める声が知的障害者では15.1%となっています。これはどのように受けとめられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

やはり養護支援学校といいますか施設への、学校それから施設、そういったところにやはり移動手段としてその方たちを家族の方が移送される、車等で通学とかされておりまして、そういったところの要望が上がってきておるものと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それらの答弁でございますけれども、やはり私はこういう要望が現実非常にあります、町のアンケートの中でも。やはりこれは何とかしてほしいという。いや基山町独自じゃできないんですよと、財政的な補償もありませんと、国から金が来ませんとか、その辺はわかりませんが、これはぜひ前向きにやはり応えてほしいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、役場の障害者の雇用についてお伺いをいたします。

今現在、役場の障害者の雇用については身体障害者2名と精神障害者1名というふうにお聞きをいたしております。その身体障害者の受験については、受験要件は別にありませんというふうな答弁だったというふうに思っております。それはどういうことなのか、ちょっとはっきりわからないのですが。ちょっとこれ新聞報道がありましたので、これ佐賀新聞だったんですけども、たしか6月ぐらいだったですかね。佐賀市は来年度から改正障害者雇用促進法が募集や採用で障害者に対してだけ不利な条件を与えることを禁じているので、受験要件の「自力で通勤できる」は業務の遂行に関係ないとして廃止するほか、「介護者なしで

も職務遂行できる」や「活字印刷による出題、口頭による面接」についても見直すというふうに報道されています。そういうのがあったもので、基山町はこの受験の要件なにもありませんと、障害者なら誰でも自由に受けることができますということなのかどうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今、松石議員がおっしゃられるとおりで誰でも受けられるということです。要件はほかに、例えば日本国籍を有する者とか、禁固刑の刑に処される者はだめだとか、そういうものはありますけれども、そういう障害者は誰でも受けられるという規定になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それを聞いて非常に安心をしたところでございます。やはり役場職員の中で障害者の方がその能力とか発揮されて、頑張ってもらえている姿はやはり町民の方にも非常に好印象だというふうに思いますので、そういう意味でも基山町きちっとやっていただいているようです。

次に、先ほど基山町いわゆる65歳問題というふうに通称言われているんですよ。つまり障害者が65歳になった途端、今までの障害者給付サービスから介護保険サービスに移るわけです。そうすると、今まで受けられていたサービスが受けられなくなったという声が物すごくあるんです。これが大きな問題になっているわけです。来年度総合支援法が改正予定なんですけど、その課題でもあるのかなというふうに思っていますけれども。これは、基山町ではちょっと私つかみきっておりませんけれども、県内のある市では、ある障害者が65歳になると障害者サービスを使いたいと申し出てもそれはできないと言われたと。今までできていたサービスがなくなり、利用料も無料や定額1割になったとお聞きをいたしました。また昨年9月に発表されました障害者団体の調査では、訪問支援の分野で21.5%の方が障害福祉の支給を打ち切られたという実態も報告をされています。このように現場ではかなりその機械的な介護保険優先原則の適用が行われまして、必要なサービスが受けられていないということが起きています。これは厚労省の通知にも私は違反しているというふうに思います。厚労省ではそのことの重大性を踏まえまして調査をするというようなことで、調査を今しているの

かな、間もなく発表するのちよっとわかりませんが、そういうふうになっているようでございます。そこで確認をしますけれども、基山町ではそのようなことは障害者に対してはやっていないと、いませんという。そしてそのような障害者の方はおられませんということを確認していいのでしょうか、それについて答弁を求めます。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

やはり議員おっしゃいますように、65歳になれば介護保険法の適用が優先いたします。しかし、その中で障害者の方が介護保険からはみ出したサービスですね、それは十分に供給しますので、そういった議員がおっしゃる懸念されているようなことは基山町ではあっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと聞くのを忘れたんですが、今基山町で障害者手帳を持っておられる方で65歳以上の方、これ何人おられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本健康福祉課長。

○健康福祉課長（天本正弘君）

障害者手帳をお持ちの方が全体で644人ございまして、65歳以上の方は459人でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

459人、非常に多いですね。だんだん高齢者になるとやはりふえてくるということだというふうに思います。障害者の方の支援に対するこの課題、これは非常に大事な課題だと思います。一応私個人は思っているんですけども、本当に障害者とか弱者の方に優しい町というのは、本当に町民の方全体にやっぱり優しい町に通じると思います。ちょっとこれあえて次の質問もありますが、戦争のときには障害者の方は真っ先に邪魔者扱いにされました。

役に立たない、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう時代もありました。しかし今はそういう時代ではありません。ともにやはり一歩でも二歩でもこれが前進して一人前の人間として、この基山町で暮らしていけるというそういうふうになればいいというふうに思っているところでございます。

最後ですが、この安全保障関連法案、戦争法案でございますけれども、これについてお伺いをいたします。

今町長が答弁されたように、私も相当迷いました。どうしようかなと、首長に聞いてどうなのかなというような感じもしました。しかし大変難しい問題でもあったけれども、あえてということで御答弁いただきました。小森町長の答弁にありましたように、どうしたら世界そして日本の平和が守れるのか、今真剣にそれを考え議論すべきだという思いは私も全く同感であります。それだけに、国民の8割が政府は納得いく説明はしていないと、この答えております安保法案ですね、これを国会でわかりやすく私ども国民も徹底的に検討することが大切だというふうに小森町長もそういう考えであります。もちろん私もそう思っておるところでございます。そういう意味で、今安倍政権は安保法案に対する国民の批判や反対を理解不足や誤解と決めつけしないで、謙虚にやっぱり国民の声に応えるべきではないのかなと。どうも国会審議を見ていると、本当にいいのかなとそういう答弁で、さまざまな問題が出ているけれども逃げよう逃げようという、私を感じてですよ、町長はそう感じられないかもしれない、いや答えているというふうに、逃げよう逃げよう隠そう隠そうと、通りさえすればいいと、そんなふうにちょっと私個人は思っているところであります。それでですね、答弁では小森町長はこの安全保障関連法案は平和のための法案だというふうに認識を示されました。また日本として、その軍備も、集団的自衛権も必要との見解も述べられたというふうに思っています。そこで、その辺についてもうちちょっと具体的に、急に言ってというところもあるとは思いますが、もうちょっとその根拠について具体的な事実を示していただきたいと思えます。急に言って申しわけないけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そうですね、本当にまず国会の議論、あれは答え方もおかしいし、何か聞き方もおかしいのかなと。全くあれじゃあかみ合わない、本当に平和をどうしていくんだというような、

そういう議論にはなっていないようなんですね。だからもう反対だ、いややるんだというような、そういうその持っていく方になっておる。国会の議論というのは往々にして、国会どころか、こういうのはおかしいかもしれませんが、往々にしてそういうかみ合わない議論が多い。今度の場合は特にそうじゃないかなと、もっと本当に平和のためにどうすりゃいいんだというような、その辺の突き詰め方というのがやっぱり必要かなと思います。それは逆に歯どめということも当然しっかり、それじゃあどうして歯どめやるんだというようなことでもございましょうし、またそれじゃあ本当に逆に全く無防備でいいのかと、軍備全くなして集団的自衛権、個別自衛権だけで本当に守れるのですかと、逆にそういう質問もあっていいのかなと思うんですけども、国会ではそういう議論があつてないというようなことです。だから逆に、本当に平和何も持たずに、はいもうどうぞというような形で平和が守れるのかなと、今の日本の近辺の問題、あるいはあのテロの問題、いろいろしましてもちょっとその辺はお互いまた別のところで松石さんとも議論できたらなというような気がいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

軍備という点では、私は自衛隊は必要と思います、当然ですね。ただ、今度の法案が平和のための法案だという認識について、ちょっとなぜなのかという点で、ちょっともうちょっと明確に答えていただきたかったかなと。その根拠についてです。それで最後でございますけれども、私はこの法案は先ほども申しましたけれども、これまで非戦闘地域と限定していた米軍への支援、これを戦闘地域まで広げるといふ。そして日本が攻撃されていないのに、あの集団的自衛権を発動してアメリカと一緒に海外での武力行使に乗り出すということで、まさに戦争法案ではないかというふうに思っているところです。ただ、確かに北東アジアにはいろんな緊張や紛争があります。私も中国に対して国民の方が懸念や不安を持つことは、ある意味私は当然だと思っておるところであります。ただしかし、小森町長も本当に中国が日本に攻めてくることはあり得ないというふうに思っていらっしゃると思うんです。（「松石議員、ちょっと本議会には」の声あり）いやいや、それは私の発言ですが。そういう意味で、安保法制の特別委員会の中でも、中谷防衛大臣にしても、宮沢経済産業大臣にしても、中国は脅威ではないと。それから中国には日本の企業が4万社以上進出しているわけですか

ら、輸出先としてそういう点では中国は大事な宛先です。輸入でも全くそうです。ですから大変重要な市場だと認識しているというふうに答弁されています。ですから、もし紛争が軍事衝突まで発展しますと、これは日本も中国もないと。共倒れということになるのではないかというふうに思うわけでございます。日本はこの70年間、この一人も犠牲者も出さずに、それから外国の人も殺しませんでした。それは私は、今の平和憲法があったからというふうに思っておるところです。私は本当に憲法9条を生かした、対話による外交努力、この追求しかないというふうに思っているところでございます。私の持論を申し上げまして、町長俺にももう一回答えさせろということかもしれませんけれども、何かありましたあと1分ほどありますが、なければこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

町長ないですね。

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで15時40分まで休憩します。

～午後3時28分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○1番（松石健児君）（登壇）

皆さん、こんにちは。1番議員の松石健児です。

まずもって大変お忙しい中、傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。本日最後の一般質問になりますけれども、最後までよろしく願いいたします。

さて、1回目の質問ですが、今回4項目について質問させていただきます。

まず、ことし4月から約60年ぶりに大きく変わった教育委員会制度を中心に教育行政について伺いいたします。

（1）教育委員会の目的を簡潔に示せ。

（2）4月に実施された2015年度全国学力テスト結果について。

ア、佐賀県及び基山町の結果を示せ。

イ、基山町教育委員会としての今後の考えを示せ。

(3) 2014年の地方教育行政改正により、変更された点について。

ア、広域自治体（佐賀県）と基礎自治体（基山町）の教育委員会の関係はどのように変わったか。

イ、教育長の任免権と教育委員会の指揮監督権はどのように変わったか。

ウ、新設された総合教育会議の目的は何か。

(4) 午前中5時間授業の取り組みを行っている自治体があるが、導入の検討は可能か。

(5) 基山町図書館に小中学校の教科書は常備されているか。

続きまして、防犯・防災についてお伺いいたします。

(1) エリアメール・緊急放送の成果と反省点があれば示せ。

(2) 防犯カメラ設置の具体的な計画はあるか。

(3) 各消防団格納庫の建設、設備、消防車両について。

ア、現状と改善計画があれば示せ。

イ、消防団員の個人車両についての訓練時及び緊急時の一般道路駐車について、特別な配慮はできないか。

続きまして、都市公園設備について。

(1) 町民の健康促進のための運動器具、遊具の設置計画はあるか。

続きまして、最後に基山パーキングの活用の利便性につきまして。

(1) パークアンドライドに関連する駐車場から高速バス停留所までの町の管理範囲を示せ。

(2) パークアンドライドに関する利便性の調査結果を示せ。

以上で第1回目の質問を終わります。多少、多目の内容ですので、簡潔・迅速・丁寧に御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは私より、松石健児議員の御質問にお答えを申し上げます。

1項目めは、教育学習課でお願いいたします。

2項目めの防犯・防災について。

(1) エリアメール・緊急放送の成果と反省点があれば示せということでございます。

防災行政無線、エリアメールにつきましては、防災情報伝達手段の1つとして活用しています。エリアメールは携帯電話会社が提供するエリアメールサービスを活用して、町内全域に防災情報を携帯電話やスマートフォンに一斉に発信しており、災害が発生したり、発生するおそれのある場合などに避難場所などの緊急情報をより多くの町民の皆さんへ迅速に提供することができます。しかし、機種によってはエリアメールを着信できないものがあることや、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない町民の方については、防災情報伝達ができないこととございます。防災行政無線につきましては、町内に29カ所ある拡声器を使用し町内全域に音声放送で自主避難場所等の防災情報を発信しています。防災行政無線は、町内全域の町民の皆さんへ防災情報を一斉に迅速に提供することができます。しかし窓を閉めている室内では音声放送が聞き取りにくいことや、複雑な内容は聞き取りにくいということとございます。

(2)の防犯カメラ設置の具体的な計画はあるかということとございます。

防犯カメラ設置の具体的な計画は策定しておりません。防犯カメラの設置につきましては、今回9月議会におきまして5台設置の補正予算をお願いしております。設置場所につきましては、基山駅前広場に2台、けやき台駅前広場に1台、基山駅通り線に2台を設置する予定とございます。

(3)の各消防団格納庫の建設、設備、消防車両についてということで、アの現状と改善計画があれば示せということです。

消防車両につきましては、更新計画を策定しており平成26年度にポンプ車2台、積載車7台を更新しております。各消防団の格納庫及びホース掛け等の設備につきましては、各部において管理しており改善計画等は策定はしておりません。

イの消防団員の個人車両についての訓練時及び緊急時の一般道路駐車について、特別な配慮はできないのかというお尋ねです。

基山町主催の消防防災訓練につきましては、消防団員の参加と議員、区長に来賓として出席いただいております。多数の参加となりますので駐車場の確保しています。火災等の消防団員個人車両につきましては、緊急となりますので駐車場の確保はできないこととなります。道路交通法において特別な配慮もございません。

3項目めの都市公園設備についてです。

(1)町民の健康促進のための運動器具、遊具の設置計画はあるかということです。

本町の都市公園である基山総合公園の南側に位置する整備箇所へ、平成28年度に運動器具・遊具を設置する計画でございます。

4項目め、基山パーキングの活用の利便性についてということです。

(1) パークアンドライドに関連する駐車場から高速バス停留所までの町の管理範囲を示せということですが、町道三国・丸林線のみ町が管理しております。パークアンドライド駐車場は、西日本鉄道株式会社、また町道三国・丸林線からのスロープなど高速バス停に向かう部分は西日本高速道路株式会社が管理をしております。

(2) パークアンドライドに関する利便性の調査結果を示せということでございますが、これまで町においてパークアンドライドに関する利便性の調査は行ったことはございません。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの教育行政についてというお尋ねについて、教育委員会からお答えをしてみたいです。

(1) 教育委員会の目的を簡潔に示せということですが、教育行政は公正中立であることが極めて重要であり、政治的な干渉を受けることがあってはならないところです。そのために教育委員会という通常5名の合議体である機関を置き、教育行政を担わせることによって首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保することとしております。

(2) 2015年度全国学力テスト結果について。

ア、佐賀県及び基山町の結果を示せということです。

全国学力学習調査は小学6年生及び中学3年生を対象に国語A、国語B、算数（中学校は数学ですが）A、算数（数学）B、理科の5区分が4月下旬に実施されました。A問題は基礎的・基本的な問題であり、B問題は活用力を問う問題となっております。その結果ですが、小学校においては算数Aは全国平均を若干下回っていましたが、佐賀県の平均は上回ってございました。それ以外の教科については、佐賀県、全国の平均を上回っており、年々指導改善の効果が上がってきていると考えております。中学校においては残念ながら5区分全てで全国平均を若干下回ってございましたが、佐賀県平均と比較すると数学Bと理科だけが県平均をわずかに下回っていましたが、他の3区分については県平均を上回ってございました。

イ、基山町教育委員会としての今後の考えを示せということですが、学力に関する課題については現在教育委員会において詳細な分析を行っているところでございますが、分析後、校長会や校内研究会を通して各学校に補充学習を中心とした指導改善を促す予定にしております。また、全国学習調査のみならず12月には今年度2回目の佐賀県学習状況調査が行われる予定であるため、そこでの検証を含め、より一層の学力の向上を図っていきたいと考えております。さらに、質問紙調査から得た児童・生徒の生活状況等に関して、学力調査と関連づけて学校通信やPTAへの通知などを通して家庭への周知を図り改善を促していきたいと考えております。

(3) 2014年の地方教育行政改正により、変更された点についてということで、ア、広域自治体（佐賀県）と基礎自治体（基山町）の教育委員会の関係はどのように変わったかということですが。お尋ねのことにつきましては、今回の改正により特に大きな変化はないと認識をしております。

イ、教育長の任免権と教育委員会の指揮監督権はどのように変わったかということですが、従来は教育委員長が教育委員会を代表していたのですが、新しい制度の教育長は首長が議会の同意を得て任命し、教育委員会の代表者として事務局を指揮監督をすることになります。なお、任期は従来4年から3年になっております。

ウ、新設された総合教育会議の目的は何かということですが、総合教育会議は首長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有して相互に連携して教育行政を推進していくために、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や、児童・生徒の生命身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置について協議調整を行うために設けられています。

(4) 午前中5時間授業の取り組みを行っている自治体があるが、導入の検討は可能かということですが。

校長の意見を聞いて協議することは可能であると考えております。しかし実際に導入を行う場合には、さらに細かな精査が必要であろうと思います。

(5) 基山町図書館に小中学校の教科書は常備されているかというお尋ねですが、現在の図書館には教科書の展示はしていませんが、役場の1階の情報公開コーナーに展示をしております。しかし図書館に置くような要望があれば、そのことについては考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

それでは、2回目の一般質問に入らせていただきます。

まず1項目めの（1）の教育委員会の目的は、この後質問をさせていただきますので、（2）の学力テストの件から質問をさせていただきます。

これ佐賀新聞の8月26日に掲載されておまして、県内の学力テストの結果が掲載されております。これによると、先ほどおっしゃったように佐賀県は非常に厳しい結果が出ております。その基山町に関しては一部は県よりも、県をクリアしているということ、平均をクリアしているということですが、この同日8月26日に佐賀県庁のほうで学力向上に向けた対策会議というものが、緊急会議みたいなものが開かれていると思います。そこに教育長は出席されていると思いますけれども、その中で最終的な結論としては指導力を高める仕組みと勉強の楽しさを感じる授業の企画ということが大枠で最終的な結論として出されているというふうに伺っておりますけれども、それを含めたところで参加された所感を大串教育長のほうから教えていただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今回の学力テストは理科が入っておりましたが、特に小学校の理科で余りよくない部分があったんですが、そのことについてはやはり子供たちに実験という場面が少ないんじゃないかという、いわゆる実験というのは体験活動ですが実験をしながら頭の中で整理して知識として身につけるという。そういうのでなくて、例えば電子黒板で実験の様子を済ませていたり、例えば写真だけで済ませている。そういうことが多過ぎたのではないかということは、反省として出ておりましたし、私もやはりいろんな教育の場面というのはいろんな体験を通して知識として身につけたものが一番身につくと思っておりますので、そのことについては子供たちに机上だけではなくていろんなもので、みずから考えさせて自分で失敗させながら身につけた知識、知恵というのを本当の学力に結びつけていかなければならないのではないかなということ、会議の意見の中ではそういう感じを持ちました。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そういう点の今後の改善点も必要かと思うんですけども、ちょっと私も細かく全て分析したわけじゃないんですけども、この新聞の全国の点数を見まして、小学校6年生と中学3年生の全国と佐賀県も含めて九州での順位をちょっと調べさせてもらいました。小学校6年生に関しては先ほどおっしゃったように、小学校は算数の全国が佐賀県は下回っていたけれども基山町は平均よりも上回っていたという、全国よりも上回っていたというふうにですかね。ただ、ほかは全国も佐賀県も平均を上回っていたって小学校は言われていらっしやいます。ただ、沖縄を除く九州7県で比較したときに、国語Aは3位、国語Bは4位、算数Aは4位、算数Bは宮崎とタイで4位、理科も4位ということ。まあ、やや真ん中か、真ん中よりも下ということで、これではその佐賀県の平均を上回っているだけではちょっと厳しい状況かな。ただ、全て全国の正解率を見ると佐賀県、小学校のほうは差がそんなになかったように私も感じております。ただ、中学校3年生に関しては、全国に関しては全て平均をクリアしていなかったということで、佐賀県に関してはクリアしていないのが数学のBと理科です。これも九州の沖縄を除く7県で見ると、国語Aが6位、国語Bが7位、数学Aが鹿児島タイで6位、数学Bが7位、理科も7位。かなり最下位が多いんです。これは御存じですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

正答率、正答数とは頭の中に入れておりましたが、九州の中で比較するということはやっておりますでした。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これはもう一度見ていただきたいんですけども、この全国の上位とかの話は別として、全国の点数から見ても佐賀県の点数は非常に低いです。佐賀県はですね。その中でも数学のBと理科が佐賀県クリアしていない。佐賀県は九州でも7位ということからすると、非常に

私はこの数値を見る限りでは、小学校はそこそこ普通といいますか普通ぐらいということで理解できますけれども、非常に中学生の点数がちょっとひど過ぎるんじゃないかなというふうな。ただ、以前教育長ともお話ししましたが、この学力テストがほかに社会とか体育、音楽とかほかの教科が入っていないということで、全てを見て生徒あるいは先生方の指導がいか悪いかということ判断はできないかもしれませんが、この学力テストは一つの指導の指針にはなると思います。そういうその全般的なところが、この3教科を踏まえてこういう結果が出たって、再度もう一度お返事をいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

文科省が言っておりますのは、この学力調査は子供たちのその学校教育の中のある部分の発露であるということで、これが子供たちの全ての能力ではないということを十分に踏まえてやらしてもらわなくてはいけないという。いわゆる教育活動の一側面であるということで、これが全部だというふうに、今この2教科ないし3教科というふうにおっしゃいましたが、そういうふうに捉えてこれからの子供たちへの教員の指導改善、それから子供たちの課題の克服ということに生かしていかなければならないと思っております。それで今回のテストを分析をしております、質問紙というのがかなりたくさんあるのですが、その中で顕著に見えるのはやはり学習の時間が少ないという、基山町の子供はですね、平均に比べて学習の時間が少ない。その分、スマホとかテレビとか、これの時間がちょっと平均より多いというようなデータは昨年度出ておりました。ことしもぱっと見たところ、やっぱりその項目がやはり改善されていないなということで、もう一回家庭学習というか学校で勉強したことをさらに家庭で深化させていくという、深めていくというそういうことをきちんとサイクルをつくって指導していかなければならないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今後の方針というところで、先ほど御答弁いただいた内容で補充学習等を中心というところで、ほかのそういったスマホ等の利用とか教育的な指導も含めて進められていくこともあるんでしょうけれども、今後なるべく速やかに学力向上を図っていきたいということでお

しゃっておりますが、これも同じ佐賀新聞に載っているんですけども、この県の教育委員会は昨年度から12月に単独の学力テストを行い、学力向上に力を入れている。今回は年に2回の実施を軸にした教育委員会肝いりの検証改善サイクルを経験した初めての児童・生徒が受けるテストだったと。それで県は総合計画2011で、全科目で全国平均以上の目標を挙げ、今回が計画期間の最終回だったが達成できなかったと。県のほうですけれども、これは。だから相当その県の教育委員会も今回のテストに関しては、学力向上を狙って各自治体の教育委員会のほうにもお話をされていたんじゃないかなと思います。その結果でこういう結果が出ている。もちろんいろんな生徒の日ごろの行動等にも問題があるのかもしれませんが、事この学力テストに関しては多分教育長も県のほうから今回肝いりということで皆さんに学力指導を十分やっていただくようにというような通達があったと思います。その辺はいかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうことに関しては、1回、2回ではなく教員の研修会あたりでも、いわゆるB問題の活用力というのが弱いところがありますので、問題を見ていただくとよく読まないと何を問うているかというのをわからない、非常に難しい問題ですので、授業のときにそういうような発問をしたり対応できるような力をつけましょうということを常に学校にも言っておりますし、そういうことを投げかけておりました。それで県の学力と全国を比較したような議員おっしゃいましたが、基山町独自で見ると小学生は年々向上してきております。中学生も昨年よりはことしがよくなっております。特に、成績階層が少しずつ上位のほうにずれてきております。ただ、上位のほうがもっと伸びていないというか、そういう課題を持っておりますので、学力補充だけではなくてやはり成績の上位者をもっと伸ばすような方策というか、そういうことを考えていかなければならないと、基山町ではそういう課題を思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

おっしゃる意味はわかります。ただ、端的に数字だけ見るとやっぱりどうしてもそういう解釈になってしまいますので、ふだんから教育委員会初め、学校も校長先生を初めいろいろ

御尽力されていると思います。ただこの各教科のA、Bと質問の傾向というのは、おおよそ先生方もわかっていらっしまったと思います。出題内容までは当然わからないんでしょうけれども。そういうことで、この学力テストだけの対策で授業をやっていくということももちろんできることではないと思いますが、やはり保護者の方あるいは地域の方にとって基山町の学力がやっぱり佐賀県の平均を上回っている、あるいは九州の中でもそこそこいい方向に向かっているというようなことが実績として示されると非常にいいことじゃないかなと思っております。この後、この回答のほうにも12月に佐賀県の学習状況調査というのがありますけれども、やはりこれはこの12月を待たずに早急に、されているのかもしれませんが、そういった傾向を早目に見ていただいて教育委員会あるいは校長会等で十分な議論と早急な生徒の状態、あるいはこの学力テストに対しての対策等をとっていただければなと思います。

次に移ります。後ほど関連しておりますので、あわせてまたこの件は質問をさせていただきます。

教育委員会の目的ですけれども、この首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保するということは、私、御存じかもしれませんが、安全性、継続性等も含めて非常に大切なことだと思いますけれども、若干今回の改正でいろいろと変わってきていることがあると思います。まず教育委員会は合議体である機関ということは、これは従来どおりの執行機関として残るということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には、そのように理解して結構だと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今回の改正で、委員長は教育委員長と教育長が統合されて教育長になるということですが、基山町はまだ統合されていないですね。その辺の経過と今後の計画、予定を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基山町は、教育委員会制度そのものは4月1日から新しい制度になっておりますが、新教育長の制度については旧法にのっとり前の教育長の任期が終わるまでか、あるいはどこかで制御をするかというところだと思いますが、今のところ旧法でやっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

佐賀県内のほかの自治体で統合されて教育長一本でやられているところもありますけれども、基山町はどうして移行しなかったのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

4月1日にそこで任期が切れて、そこで新しいというのは一番スムーズな移行だった、あるいはその後でも5月でも6月でもと思いますが、このことに関してはちょっと私教育委員会のほうからはいろんなことで意見を申す立場ではございませんので、ちょっとそのあたりは。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

町長いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そのあたりといいますか、ちょうど任期のいろいろもございましたものですから、それで移行しなかったという。それから、よそでは前倒しをしたり、それから新法になってすぐ移行したりというようなことはありましたけれども、基山町ではあえてそういうことまではいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ありがとうございます。これは私はどちらでもいいというふうに思っておりますけれども、いろんな方がやっぱり今回の改正によって責任の所在が教育委員長、あるいは教育長から教育長一本に流れているというふうなことで、町民の方もそういう形で理解されている場合があるかもしれませんので、一応ちょっと確認させていただきました。

続きまして、教育長の任免権のところですが、従来の教育委員長はどなたが任免されていたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会の互選という形で教育委員長を選出していたというところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

来年以降、教育委員長が廃止される予定で今度教育長になる場合は、確認の意味を込めてどなたが任免権があるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一般的には、首長が議会の同意を得て任免をすることになります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

繰り返しになりますけれども、今後の教育長の任免権、要は当然議会を通してでしょうけれども、任命あるいは罷免については教育委員会から町長に移るということですね、首長に。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

任命に関してはそのとおりですが、罷免に関しては教育委員会の中でもそういう議論はで

きると思います。首長のほうに出すという、罷免要求といいますかそういうことはできると
思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

わかりました。あわせて、この任期が従来の4年から3年になっているというところも御
説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

首長さんの任期が4年ですので、少なくともその任期の間に1回はその交代期がくるよう
にということで、4年より1年短くしてあるということであると聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

わかりました。確認の意味で質問をさせていただきました。今の流れから言うと、今後の
地方教育行政、これ法律で地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところで、今回
の改正で一番大きなところは私のほうでは国の水準共通性よりも地方の独自性を重視したと
いう点と、首長の政策方針との共通性・一貫性を重視したというようなところが大きな改善
点ではないかというふうに理解しておりますけれども、町長あるいは教育長いかがでしょう
か。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今回の教育委員会の改正で大きくそういうところは先ほど御説明しましたように、なかつ
たと思いますが、その前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法というやつ
ですね。あれに関しては、随分地教委の考え方というかやり方を尊重するというか、そうい
う項目はたくさん出てきておるといふふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ちょっとですね、私も説明がわかりにくいかもしれませんが、要は今まで教育委員会あるいは教育長に関しましては、教育委員会の合議体として執行もありますし、教育委員長を任命して最終的に町長が任命して議会を通す。今回からは町長が任命して議会での承認を得て教育長となるという。そういう部分では、この後の質問でもありますけれども総合教育会議のところでは、町長が主体的に教育行政の大綱の策定をしていくということで、これ非常に、先ほど教育は公正中立であることが極めて重要でありというようなところとかかってくるというふうに思っています。確かに今までも教育委員会と町長とのいろんな協議を進めていくこともあったかと思えますけれども、今回法律で非常に首長の権限が大きくなってきております。その辺に関して、中立性を保つ教育の今後の方針について問題点はないんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

首長部局でそういう大綱の制定とか策定をいたしますが、その策定についても新教育長も教育委員ではないけれども教育委員会のメンバーなんです。5人で組織された。ですから、その教育委員会の意見を十分に尊重するというか参酌するという、そういう項目は大綱策定のときにも出ております。ですから首長だけがつくっていくということはできないようになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ちょっと時間も余りないので。日本教育新聞社が現役の教育委員長に行ったアンケートというものがあまして、市町村長は適度に学校教育に関与しているということに対して肯定的な回答が78.6%というふうになっております。約8割の方が事前にいろんな調整として首長といろいろとり行っているということです。それであわせて、今後その町長、首長に対する権限が高まっていくかというこの問題は教育長に伺っています。これ2014年の5月に調査しているもので、ちょっと人数が書いていないんですけれども、強まると思うという方が66.

2%というぐらいかなり多くの方が首長が教育行政に関していろいろ力を強めていくんじゃないかと。スムーズにいくところをいけばいいんでしょうけれども、例えば新たな来年町長選もあります。ここで教育問題に関して非常に興味を持つような方が選挙で出てこられる、またこの学力テストとかいろんなところに関心があつて予算をつけてでも学力向上に努めていくというようなことがあれば、教育委員会に対していろいろものを申すような立場になっているというような危険性というか、私はそれでもいいと思っている、多少はいいと思っているんですけれども、やっぱり教育委員会、教育長のほうで政治的な中立ということを理念に置いてしっかりと進んでいかなければ、やはりその辺の調整が難しいんじゃないかなと思っております。その辺のことに关しまして、町長にも伺いましたが副町長いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

今回の議会の中でも教育委員会関係の予算の話がたくさん出たと思います。それから、何はさておいて児童の安心・安全そういう体の問題とか、それが大事だと思いますので、そういったところを逆に言えば首長がやることによってより早くやれるということで、教育の根幹の部分は教育委員会として独立すべきものではないかというふうに理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ぜひその辺を連携してバランスのいい教育委員会あるいは学校教育を進めていっていただければと思います。

あわせて4番目の、午前中5時間授業の取り組みを行っている自治体があるが導入の検討は可能かということで、これは私もいろいろそういう対策としてなかなか学力向上で先生方も放課後授業等をやる時間もなかなかないということを伺っております。この5時間授業というのは、午前中に授業をやって、ちょっと朝を少し早くしてお昼の昼食時間を少しおくらせるということで、悪い部分で言うと朝通学時間が早まって家庭に対しての影響が起こること、あるいは小学校低学年で5時間午前中に集中力がもつのかということもありますけれども、この5時間授業を行うことで、空腹時に午前中なるべく早い時間に5時間行くと集中力が高まるということ、その午後時間があいた部分で補習や各自のいろんなやりたい

ことを、児童に関しては自分の好きな運動なり、図書館での学習なりということができると
いうようなメリット。あと先生方に関しては、教材研究が午後ある程度ゆとりが出てくるん
で、ある程度時間が確保できる。あるいは午後、子供たちが遊んでいる、勉強しているところの児童観察ができるとか個別指導ができる、あるいは先生方の会議時間の確保等々ができる
ようなメリットがあると言われております。これは先ほどの行政が、政治が行政に多少介
入するというところでは首長あるいは我々議員としてもこういった意見を、ぜひ導入して
いただくような意見を言わせていただいてもいいんじゃないかなと思っております。この午前
中授業については、各教科の標準授業の日数については文科省が決めますよね。学期と長期
休業日の期間は教育委員会、授業の終始の時刻等は校長先生が決められるという。ですから、
この5時間授業というのは始まり終わりというのをずらすということで、校長先生の権限で
も十分文科省等に打診しなくても十分できるようなことじゃないかなということで、時間も
ありませんのでこれは意見として、要望として挙げさせていただきます。

それと5番目の基山町図書館に小中学校の教科書を常備されているかということですが
けれども、やっぱり新しく就学される児童の保護者の方への情報公開とか、あるいは祖父母の
方がその図書館に行って今のお子さんなりお孫さんがどういった勉強をしているとか、話
題になるような、あるいは生涯学習で今子供たちが実際に学んでいるものを図書館で大人に
なっても学べればいいんじゃないとか、あるいは学校の生徒が図書館でちょっと本を
読んでいたけれども図書館でも自分の教科書を持ってきていなければ教科書があれば復習なり予
習なりをしようかというような、活用もいろいろできると思います。これはぜひ役場の1階
の情報公開コーナーじゃなくて、図書館に常備していただくというのが非常に大切なことだ
と思いますけれどもいかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その点については、十分に検討していけるというふうに思っております。ちょっと法律の
名前は忘れたんですが、県内に13カ所教科書センターというのがあって、必ず教科書セン
ターを置かなければならないというのが法律の中であって、東部地区ではこの辺は基里小に今
あります。これは全ての教科書がそろえて、誰でも見に行けるように。一番中心は教育セン
ターにもありますけれども。ですから、図書館単体でも置くことは十分可能だと思ってお

ます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

ちょっと飛び飛びになったような話ですけども、今後の学校教育非常に関心も私は持っておりますし、また機会があればいろんな方面から質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、防犯・防災についてですけども、前回台風のときに早目にエリアメール、あるいは避難場所等の通知をされましたし、夜間には防災対策室と申しますか庁舎のほうに役場の職員の方数名が万が一のために待機されていたと、非常に対応よくしていただきまして感謝しているところです。また今回、町民の方も約19世帯33名、またほかにも合わせて数名の方が、今回非常に多くの方が避難場所を活用されたということで、やっぱり防災に対して安心な場所を提供するという事は非常に大切じゃないかなと思っております。ただ、二、三ちょっといろんな方からの意見もありましたので、まずその防災・防犯に関しての危機管理意識というのは各町民の個人が持っていただくことというのが第一義だとは思いますが、今回、まず防災無線から案内がありましたけれども、台風前で雨戸を閉めていたということで、なかなか声が聞こえなかったという意見もかなりありました。これ防災無線、しゃべられている方はその話すスピード等教育されているのか。それと、何回繰り返されているのか。ほかに伝達方法、その防災無線で使われることは、その伝達方法として何かほかに対応策を持ってあるのかを教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

防災行政無線につきましては、今松石議員が言われるように確かに豪雨のときは窓を閉めてありますので、大変聞きにくいということもございます。それから複雑な内容は、先ほど町長が申し上げましたとおり聞きにくいという面もございます。この放送につきましては、録音ができますので二、三回録音をして1回目がちょっと聞き取りにくかったらまた再度録音するというふうなことで、少ししゃべって共鳴いたしますので、しゃべって間をあけてしゃべって間をあけてということで、男性よりも女性のほうがやっぱり少し声が高い部分があ

りますので聞き取りやすいという部分がございますので女性の職員のほうに、そういうことでここであけて、ここでこういうふうにということで放送を1回録音をして聞きながら放送しておるところでございます。ただ、それでもかなり聞き取りにくい部分がございます。このほかに何があるかということですが、実際防災行政無線によって避難、自主避難、それから避難勧告等の防災情報を伝達するわけですが、このほかにエリアメール、それから実際には消防団が各管轄内も回って周知する、それから自主避難については今土砂災害警戒区域というのがございますので、その中でレッドゾーンに指定されてその中に家屋があるお宅については、今70世帯ぐらいございますので職員が70世帯全世帯に連絡して自主避難の呼びかけをしております。それから、避難勧告等であれば今申し上げましたとおり消防団員による周知、それから当然役場の職員が広報車によって周知をするというようなことになろうかと思えます。それから防災行政無線は防災のほかに何が使っているかということですが、選挙のときも、それはいいですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

わかりました。ほかにはというのは、これは例えばそのやっぱり声が聞こえないという場合があります、例えば音ですね、ダムの放流のときに音を出すのがありますね、長い音と短い音を組み合わせる。それと同じような感じで、例えばまずエリアメールが来る前にはそういう音を流して、そうすると手元に携帯電話がなくても携帯にそういう防災関係の案内がきているという。そして携帯にこない場合は先ほどおっしゃったように電話でくるんじゃないかというような、その準備ですね。あるいは、自分がスマホなりを持っていない場合は隣近所の方にこういう音が鳴っていたけれども、あなたのところにエリアメールとして何か情報が来ていないとか、そういうそのミックスした防災無線とエリアメールの活用を検討していただければと思います。このエリアメールも、これは小郡市のエリアメールも重なって私のほうにも来ていたんですけども、今回のその、要望ですけども基山町のエリアメールこれ避難場所がここですよということでしたけれども、問い合わせ先というのが特になかったんですよ、何々課の電話番号何番にというのが。これは小郡もありませんでした。ただ小郡の場合は避難場所がかなり多かったので載せにくかったのかなという部分も考えられるんですけども。あとはその倒木、看板の飛来等での被害、道路を封鎖されているとかそ

ういった場合の連絡窓口とエリアメールに万が一そういうことがあったときには、こっちのほうにわからないことがあったらこっちに入れてくださいよというような、電話番号等の補足もつけてもらったらいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今の松石議員の意見を参考にして、今後はそういうエリアメールに連絡先等を入れたいと思います。それから、さっきの連絡ですけれどもサイレン、避難勧告の場合はサイレンがありますので、避難勧告以上の避難がある場合にはサイレンによって町民に知らせるということにもなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

とにかく町民の方にやっぱり言葉だけじゃなくて音声、あるいはそのエリアメール等うまくミックスさせて活用して情報提供をしていただければと思います。

次に移ります。

防犯カメラを設置、きのう品川議員のほうからも質問がありましたけれども、最近は本当に動機がわからない犯罪がふえてきておりまして、その抑止力あるいは早期解決に防犯カメラが非常に役立っているということを聞いております。この5カ所設置するということですが、これはどなたかに質問されたんですか。設置場所とか要望ですか、それとも町のほうで判断して、あるいは警察の方と相談して決めたことでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

設置場所については、補導員から要望が駅前通り線と基山駅広場には要望がございました。それを勘案して町長区長等と相談いたしまして決定したということでございます。そのほかにけやき台駅も設置することにしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

要望は要望としてあったことは非常に大切なことですので、それはそれで設置は必要だと私も考えます。ただ、きのう品川議員がおっしゃったように、やっぱり若い小中学生が犯罪に巻き込まれるというケースが非常に多いと思われま。この場合、車で連れ去られるというケースが非常に多いということで、駅はいろんな方が見ているというタクシーもいますし、そういう部分では夜間以外はそれほど危険性が高くないんじゃないかなと思っております。そういう部分では、学校のやっぱり出入り口に設置するという。それと今後やっぱり個人情報等マイナンバー制度が出てくるとやっぱり情報が庁舎にもいろいろ集まってくるので、私は当然庁舎にも夜間等防犯も含めて防犯カメラを設置する必要があると思ひますし、それとこれは防犯カメラではないんですけどもエレベーター、やっぱり災害時にエレベーターの中、庁舎の中のエレベーターの中に閉じ込められて5時間も半日も誰も助けが来なかったというのもちょっとやっぱり恥ずかしいことですので、これはエレベーター会社と多少相談をして監視カメラをエレベーターの中も検討されていいんじゃないかなと思っております。これに関しては、きのうこれも品川議員が福岡県のガイドラインを出されてありましたけれども、これ佐賀県の防犯安心計画というところの、これは平成26年4月1日に佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例というのが出ておまして、この中の3番目の公共の場所に設置する防犯カメラについて適正な運用を促進するという部分のこれ第18条についてその指針が載っています。これ御存じですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今、佐賀県防犯安心計画というのは存じ上げております。ただ条例については、ちょっと私内容までは存じ上げておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

そのガイドラインもつくれるならつくったほうがいいと思ひますけれども、まずはこういうのをうまく活用して今後のその設置場所等について検討していただければと。

あと佐賀県鳥栖警察署の生活安全課のほうに伺いましたけれども、例えばストーカーとか

いろいろ心配があるときに防犯カメラの貸し出しを2台行っているということがありますけれども、実際基山町は一度ストーカー的なあれでそれを借りた実績があるということですが、御存じですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

それは安全なまちづくり推進員の会議の中でもそういう話が出ております。それは知っておりました。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

長期的に借りることはできないんでしょうけれども、近隣でそういった不安な案件があった場合とか、一時的に借りて特別にどこか設置するようなことを行ってもいいんじゃないかなど。あるいは住民の皆さんで心配事があれば、それが貸し出しできるんですよって、電源があればということですけども。そういった告知も必要じゃないかなと思っております。それと、これは福岡県のほうですけどもそういったカメラに、やっぱりなかなか行政の予算だけじゃ厳しいでしょうから多少補助、助成等を行ってカメラの法人等に設置の推進を行ってもいいんじゃないかなというふうに私は思います。ちなみに福岡県の場合は、上限30万円までで1台75%の補助を行っているということで、そういうような計画も立てたらよろしいかと思えます。意見です。

続いて、消防団の格納庫等についてですけども、これもちょっと余り時間がないので、はしょって要望としてですね。新たに各分団に消防車両が更新しているというのは承知しております。ただ、格納庫が非常に古いところは古いまま残っているという。私の住んでいる管轄の第2部消防団も古くなってトイレ等もないということで、総務企画課長にお伺いしましたけれども、消防団員が約190名ぐらいですか、非常に二十歳から35歳あるいは最近40歳ぐらいまでになられている団員の方もいらっしゃいますけれども、基山町のために御尽力いただいている非常に若い世代、その基山に残っていただいている若い世代ですので、こういう方が僕はある意味そこを例えば2階の会議室等は消防団の団員であれば日ごろの、団長なり地区の方が了解を得ればいろんな交流の場として活用するようなことも検討

していいんじゃないかなと思っております。現在、上限400万円で4分の3の補助、助成をされているというふうに思っておりますが、やっぱりその国際競技場じゃありませんけれども資材の上昇、日本経済の回復とか人件費の上昇等でやっぱり昔の400万円じゃなかなか、それぐらいの補助じゃ建物が建たないというところもありますので、せめて800万円程度の4分の3ぐらいの補助を今後検討していただいてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

この400万円につきましても、四、五年前に改正したと思います。これは限度額の400万円ですので、これをまた増額するかについてはちょっとまたどうするかというのは、また考えていかなければならないとは思っています。ただ、この400万円についてはやはり格納庫、積載車が入る部分の建物になりますので、実質的には今松石議員が言われたように各管轄区で建物も形状も違いますし建て方も違います、そして使用方法についてもやはり2階をコミュニティの場で使っていくということも考えられますので、そういうようなことでこういうふうになっているんじゃないかというふうには思います。ただ今後、この限度額については確かに言われるようにこれで建つかというと、なかなか難しい面もございますのでまた検討はしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

強く要望します。

最後、同じ消防団の車両についてですけれども、一般道は緊急事態等、道路交通法においても車をとめられないというのはやむを得ないことだとは思いますが、やはりいろんな地域から消防団の訓練、あるいは災害時に現場へ駆けつけていく場合に歩いて、あるいは自転車じゃなかなか間に合わなくて車を走らせる場合もあると思います。一般道は別にしても、その道路交通法に支障がない場所、あるいはモール商店街の駐車場、あるいはサンエー、コスモス、マックスバリュ、ドラッグストアのモリとか、ほかにあと球場とかは使えるんでしょうけれども、そういった公共のいろんなお店等をやられているところにも条例とかにな

るのかもしれませんがけれども、お願いして消防団の車両証を載せていれば、訓練時あるいは災害時には一時的にとめることを許可していただきたいというようなそういった配慮をしていただけるとありがたいんですけども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

今の各商店等については、災害協定とかも結んでおりますので、そういう協定の中でもそういう駐車場の使用について等も盛り込めれば検討していきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

余り乱用されると問題になることもありますので、きちんとした利用を消防団員の方に御理解いただいての紙等での掲示等ができるようなものを発行していただければと思います。

続いて、都市計画設備についてですけども、この遊具を平成28年度に設置するということですけども、これは具体的にどういった高齢者の方というか、健康遊具等どういったものを設置するかという計画まではもうできているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

製品としてはまだ定まっておりませんが、用途機種については健康遊具で、対象は一応高齢者というところで日ごろ動かしにくい部位をそういった器具によって動かす健康を増進する施設というところで一応考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これも時間が済みません、時間配分がなかなかうまくいなくて。これは私の11区の運営委員会、各行政区の運営委員会、私は11区の運営委員会で配付いただいたものなので、区長会等で配付されたのかあるいは行政のほうから配付されているものだとは思いますが、基山町で総人口に対する65歳以上の方の割合が25.7%ということで、多い地区で言うところ

一番目が10区で39.7%、12区37.9%、2区37.5%、ちなみにけやき台の14区から17区まで順番に言うと14.8%、21.0%、19.2%、20%をちょっと切るかちょっと14区だけ大きいぐらいで。これはもう本当に運動器具というのは私も設置していただきたかったので非常にありがたいんですけども、ほかのエリアのなかなかあそこの総合多目的グラウンドまで行って健康器具を使うということは難しい部分がありますし、せめてあそこに設置するなら中央公園今度新しく図書館もできますし、あの辺あたりにも設置していただければなと今後の計画で早目に考えていただければと思います。それと、やっぱり児童遊具等もいろいろ点検等もされているんですけども、今後その古いものから新しいものに改良する場合は、やっぱり人口の4人に1人は65歳以上高齢の方とかにもなっておりますし、こういう高齢の方がそういった児童公園とかで健康遊具を使われていらっしゃるのと、やっぱりなかなか今子供たちを一人でとか二人で遊ばせる機会も少ないんですけども、いろんな方が集まる児童公園ということも可能になると思いますし、その辺もぜひ都市公園だけじゃなくて児童公園の更新のときにはぜひ検討していただければと思います。要望です。

最後本当に済みません、時間がなくて申しわけないんですけども、パークアンドライドに関してですが、これは町長もおっしゃっているように基山町は非常に交通の要所ということで、じゃあ交通の要所のメリットはどこがあるのかというところで、基山駅は甘木鉄道とつながってアマゾンなり鳥栖の工業団地からのバスが通っている程度で、多少モール商店街の飲食店に落ちているところもあるのかもしれませんが、この基山パーキングはやっぱり古賀パーキングエリアあるいは高速道路の古賀パーキング、あるいは広川パーキングエリアと並んで非常に活用度の高いパーキングエリアだと思います。ここに関して、パークアンドライドで非常に利便性が高いようなバス停があるにもかかわらず、3号線からの誘導の看板も上がっていない、あるいはその駐車場から正面向かってどっちの方向が上りでどっちが下りなのかということも余りわからない。特に下りの帰りおりたとき方向がわからなければトンネルをくぐって駐車場へ行き場所もわからない。非常に使用が難しいところですので、今後要望です。これはまた次回以降で改めてしますけれども、看板等の設置をもうちょっと現地を調査して行っていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後 4 時50分 散会～